

(仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン (案)

第11回策定会議・第17回庁内策定部会合同会議資料

(20120828版)

【目次】

第 1 章	(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定について	1 -
1.	策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～	1 -
(1)	市民ニーズ(要望)の多様化・高度化	1 -
(2)	安全・安心への関心の高まり	1 -
(3)	高齢化等の進展と財政	2 -
(4)	市民による公共サービスの担い手と市民自治	3 -
2.	策定の趣旨	4 -
(1)	策定の目的と位置付け	4 -
(2)	策定方針	5 -
第 2 章	白井市の市民参加・協働の現状と課題	7 -
1.	白井市における市民参加・協働のあゆみ	7 -
(1)	市民参加条例制定に向けた取り組み(平成 9 年～平成 16 年)	7 -
(2)	市民参加条例制定後の取り組み(平成 16 年～平成 23 年)	8 -
2.	市民の市民参加・協働の現状	9 -
(1)	市民の意識	9 -
(2)	市民の取り組み	10 -
3.	白井市の市民参加・協働の現状と課題	13 -
(1)	行政への市民参加を高める取り組み	15 -
(2)	地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み	17 -
(3)	協働のしくみへの市民参加を高める取り組み	21 -
4.	白井市第 4 次総合計画後期基本計画第 1 次実施計画における市民参加・協働の現状	23 -
(1)	調査の狙い	23 -
(2)	市民参加の実施状況	23 -
(3)	市民協働の実施状況	24 -
(4)	今後の展望	25 -
5.	白井市の市民参加・協働の捉え方	27 -
(1)	市民参加・協働の考え方	27 -
(2)	協働の領域	28 -
(3)	市民参加・協働に適した分野や事業とは	31 -
(4)	市民参加・協働の手法	32 -
6.	協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割	35 -
(1)	市の役割	35 -
(2)	市職員の役割	35 -
(3)	市民の役割	35 -
(4)	地域コミュニティの役割	35 -
(5)	市民活動団体(ボランティア団体、NPO)の役割	36 -
(6)	事業者の役割	36 -

第3章 プランの理念と体系	37 -
1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿	37 -
2. プランの施策体系と方針	39 -
3. 施策の展開と推進体系	41 -
第4章 施策の具体的展開	43 -
1. 「参加」のまち ～多様な市民とともに作る「参加」のまち～	43 -
（1）市民への情報提供の充実と市民の情報の活用	43 -
（2）市民参加・協働の機会の拡充と環境の整備	46 -
（3）市の行政活動を知る・学ぶ	48 -
2. 「自治」のまち ～みんなで地域をつくる「自治」のまち～	50 -
（1）コミュニティ意識の向上	50 -
（2）地域活動に参加しやすい環境づくり	52 -
（3）地域のリーダーになる市民の養成	56 -
（4）地域の課題解決のための地域のしくみと環境づくり	57 -
3. 「市民協働」のまち ～共有と信頼で築く「市民協働」のまち～	61 -
（1）協働のしくみづくり	61 -
（2）協働のモデルづくり	63 -
（3）職員の意識改革・能力形成と職場環境づくり	65 -
第5章 市民参加・協働をより広げるために	67 -
1. 重点的な取り組みと段階的な実施	67 -
（1）情報	67 -
（2）意識と人づくり（市民・市職員）	67 -
（3）地域	68 -
（4）協働モデル	68 -
2. 評価と推進体制	69 -

第1章 (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプランの策定について

平成12年に、地方分権一括法が施行されたことにより、自治体は、自らの責任と判断のもと、まちづくりや市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方分権を進めるためには、自治体としての政策能力の向上はもとより、市民一人ひとりが主体的、自律的に物事を考え、決定し、行動する市民自治をどれだけ確立し、発展させていくのかが重要となっています。

1. 策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

(1) 市民ニーズ（要望）の多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ（要望）に対応できなくなってきました。

また、核家族化や共働き世帯の増加などの要因により、子育てや介護における行政サービスの需要が拡大しています。

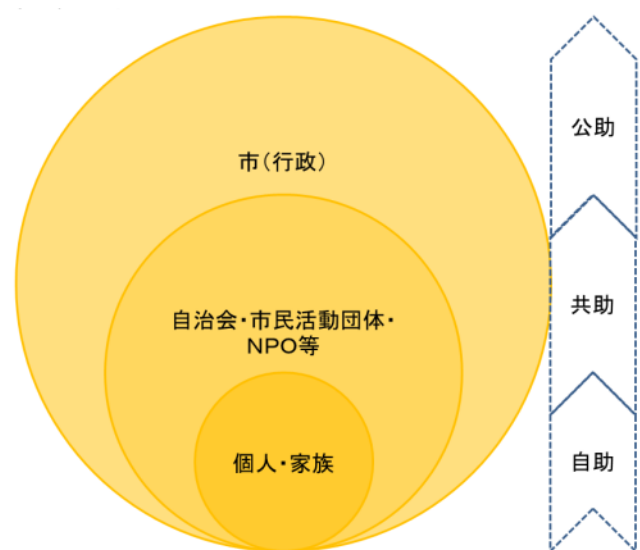
(2) 安全・安心への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。災害から自分の身や大切な家族、近隣の人たちを守るためには、市民一人ひとりが自らの身を守る「自助」や地域で助け合う「共助」が欠かせません。

東日本大震災や阪神・淡路大震災により、自主的な防災意識や自治会・地域の役割の重要性が再認識されています。

また、市民の安心な暮らしに対する要求も高まっています。

これからは、自治会や市民団体などと連携協力して防犯体制を構築する必要があります。



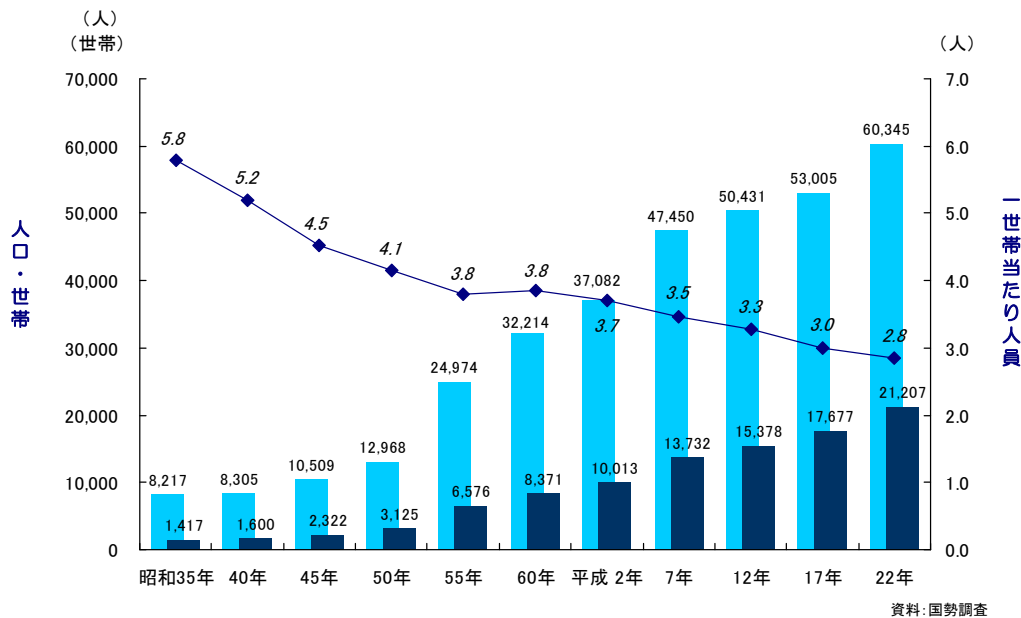
(3) 高齢化等の進展と財政

白井市における人口は、ニュータウンの開発により年々増加しておりますが、特に近年は富士地区や西白井地区などの住宅開発により、平成17年から平成22年までの5年間に於ける人口増加率は18.1%と全国で4番の高水準であり、子育て世代を中心に急速に人口が増加しています。

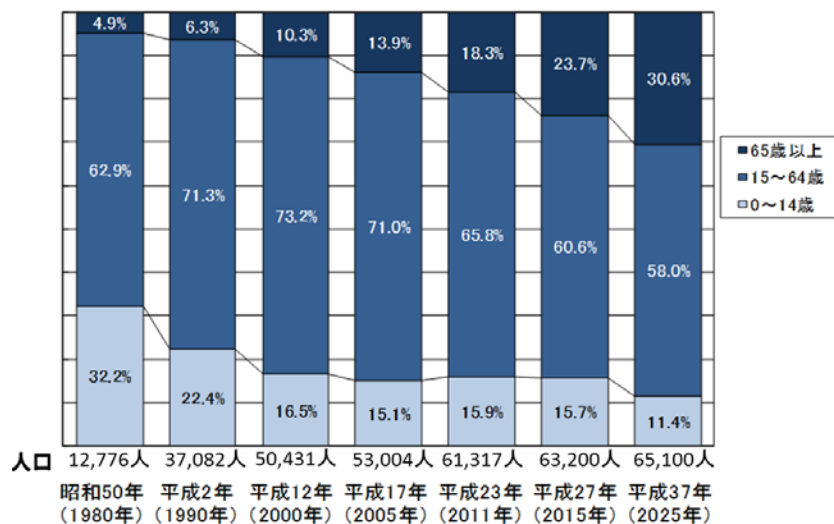
その一方で、30年前に転入した千葉ニュータウン開発初期の入居者の中心年齢層が退職を迎えることから、急速な高齢化の進展とともに、税収について減少が見込まれます。

このような中、医療費などの扶助費の増加をはじめ、子どもの増加に伴う子育て支援や学校教育の充実のためなどの財政負担が高まることが予想され、今後ますます行政運営が難しくなってきます。

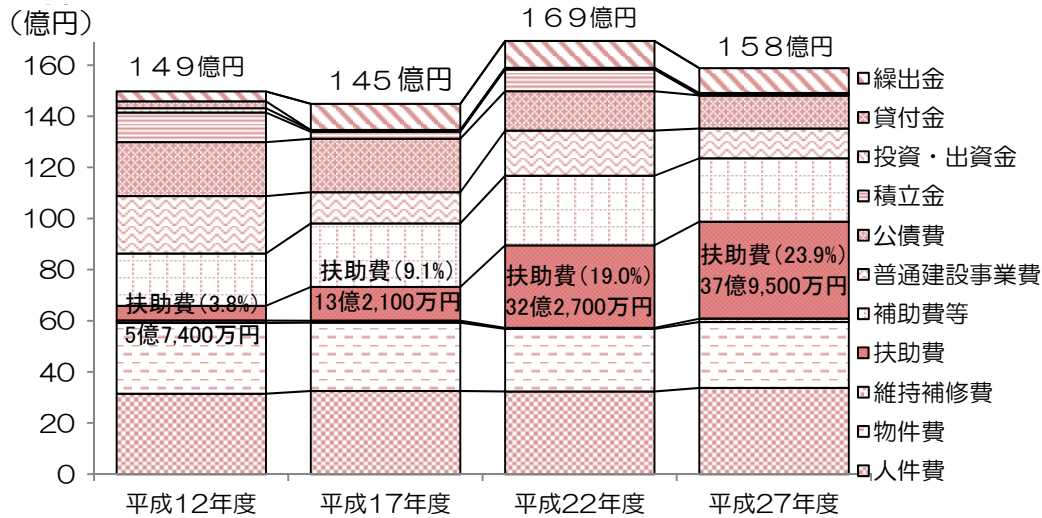
総人口・世帯数・1世帯当たり平均人員数の推移



年齢3区分別人口構成割合の推移



性質別歳出決算額の推移



出典: 白井市総合計画(両グラフとも)

平成27年以降は推定データに基づきます。また、平成23年の人口データについては直近のデータとしています。

(4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治

阪神・淡路大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などの参加意識が高まり、これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりに「自分達のまちのことは、自分達で決める」という市民自治のまちづくりの意識が芽生えつつあります。

特に東日本大震災では、自治会などの地域団体や市民活動団体（ボランティア・NPO）が避難所の運営や復興まちづくり計画などで果たした役割は非常に大きなものでした。

地方分権が進む中で、従来のように行政が単独で公共サービスを担うのではなく、自治会をはじめNPOやボランティア団体などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体が、公共サービスの担い手として期待されています。

また、これらのまちづくりの主体と行政がそれぞれの特性を活かした適切な役割分担によって連携し、公共サービスを支えていくためのしくみづくりが必要です。

2. 策定の趣旨

(1) 策定の目的と位置付け

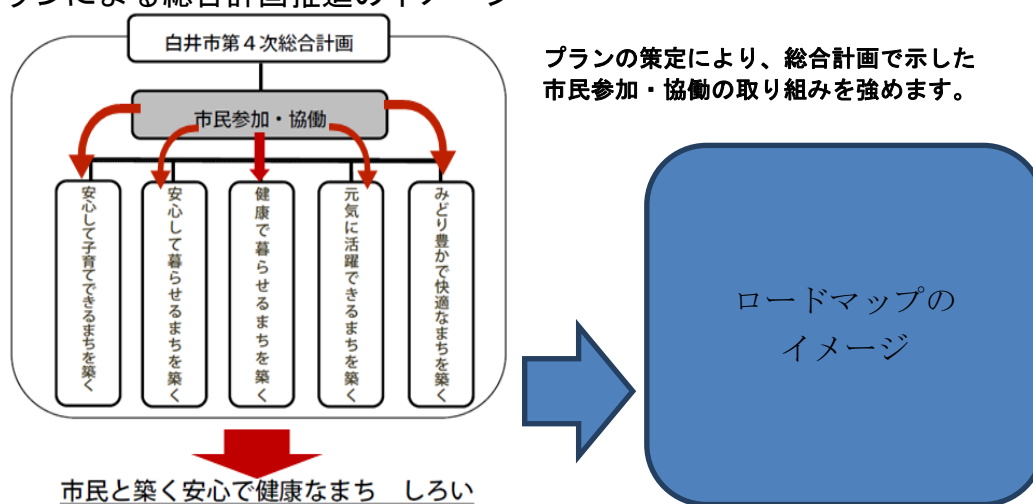
白井市では、市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、平成18年度から平成27年度までの10年間の第4次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成23年度から第4次総合計画後期基本計画により様々な施策や事業を展開しています。

第4次総合計画後期基本計画では、「市民参加・協働」により、市の施策や事業を進めていくことを共通の取り組みとしています。

この(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランは、第4次総合計画後期基本計画における事業等を「市民参加・協働」の視点から、市民参加の手法や協働の形態などを具体化するとともに、今後、白井市で更に市民参加・協働を展開するための「道しるべ(ロードマップ)」として、位置付けます。

なお、(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランは、平成24年度から平成27年度までに市が実施する第4次総合計画後期基本計画を推進することを大きな目的として策定しています。ただし、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、次期総合計画である第5次総合計画を視野にいて取り組みます。

が プランによる総合計画推進のイメージ



(2) 策定方針

(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定にあたっては、4 つの視点を意識しながら、策定に取り組みます。

また、プランの推進にあたっては、この 4 つの視点を意識するとともに、市民と市が、市民参加・協働について共通理解のもとで、段階的に推進していくこととします。

①現状と課題

市民参加・協働を計画的に実施し、更に市民参加・協働を進めるため、白井市における市民参加・協働の現状と課題を明らかにします。

② 理解と推進

市民参加・協働について、市民と市が共通理解を深め、お互いに異なる立場や役割を認識することで、市民参加・協働を進めます。

③ 実効性（具体的施策）

第 4 次総合計画後期基本計画第 1 次実施計画（平成 23 年度から平成 25 年度まで）の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出し、市民に対して明らかにすることで、第 1 次実施計画の実効性を図ります。

④ 推進体制

事業を実施する際に、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみとともに、市民が市民同士で連携できるしくみをつくり推進します。

また、このプランを推進するための庁内組織や、市民、自治会、市民活動団体、事業者などからなる推進体制を築いて推進します。



第 2 章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

白井市は、市民参加・協働について、これまでも「まちづくり条例」や「市民参加条例」などのルールや推進組織づくりを行うとともに、「第4次総合計画」（平成18年～27年度）の10年間において、市民参加・協働の視点により各種の施策や事業を推進しています。

今後も更なる市民参加・協働を推進するための取り組みと環境づくりが求められていることから、（仮称）**市民参加・協働のまちづくりプラン**を策定し、計画的に市民参加・協働を推進します。

1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ

（１）市民参加条例制定に向けた取り組み（平成9年～平成16年）

- | | | |
|---------|------|---|
| 平成 8 年 | 4 月 | 「白井町第3次総合計画」において住民参加を規定 |
| 平成 10 年 | 3 月 | 「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」を住民参加で策定 |
| 平成 11 年 | 4 月 | 「都市マスタープラン」を住民参加で策定 |
| | 10 月 | 行政運営の透明性を高めるため「情報公開条例」施行 |
| 平成 12 年 | 9 月 | 連携・協働型の市政を検討するための審議会として、「白井町住民参加検討懇話会」を設置 |
| 平成 13 年 | 3 月 | 白井町住民参加検討懇話会が、提言書「連携・協働型市政への道～よりよき住民参加のために～」を提出 |
| | 3 月 | 「環境基本計画」を住民参加で策定 |
| | 4 月 | 「第3次総合計画後期基本計画」を市民参加で策定 |
| | | 市の将来像を「住民参加で快適な健康文化都市」に |
| 平成 15 年 | 6 月 | 市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定 |
| | 8 月 | 市民参加を先導的に推進するための組織として、公募市民41人による市民会議「白井市100人会議」設置 |
| | 11 月 | 市民活動の情報を市民に伝えるため「市民活動情報紙フロンティア」を発行 |
| | 12 月 | 市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」設置 |
| 平成 16 年 | 3 月 | 市民参加のルールによるまちづくりを推進するため、「白井市まちづくり条例」を千葉県内で初めて制定 |
| | 4 月 | 市として横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」設置 |
| 平成 16 年 | 6 月 | 行政への市民参加の考え方、市民参加の方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を千葉県内で初めて制定し、同月施行 |

(2) 市民参加条例制定後の取り組み（平成16年～平成23年）

- 平成16年10月 「白井市まちづくり条例」施行
- 11月 市民参加条例に基づき、市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置
- 平成17年 1月 市民の企画による市民参加の取り組みを推進する「市民まちづくりフォーラム」の開催
- 6月 充実した生活の実現と市民参加によるまちづくりを推進するため健康生活学部、福寿学部、まちづくり学部の3 学部からなる「市民大学校」を開設
- 平成18年 4月 「白井市第4次総合計画」において、「市民参加・協働」を計画推進の柱として位置付け
- 平成19年 4月 公益活動を行う市民団体を支援し、市民と行政との協働を推進するため「市民団体活動支援補助金」交付要綱を制定
- 7月 市民活動の報告と市民活動のPRを兼ねて、第1回「市民活動まつり」を開催。
(以後、毎年開催)
- 平成20年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付
- 5月 「第2期市民参加推進会議」を設置
- 平成21年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付
- 平成22年 3月 市民参加の項目を作成し、委員の募集、会議の公開、パブリックコメントについて一元化するため、市ホームページ改訂
- 4月 市民活動推進センターの機能拡充を図るため、市民活動推進センターを登録団体で構成される市民活動推進センター運営協議会に委託
市民団体活動支援補助金を5団体に交付
- 10月 市民団体活動支援補助金交付要綱を一部改正し、新たに「活動立上型」の補助を追加
- 平成23年 4月 市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編
- 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付
- 7月 「第3期市民参加推進会議」を設置
市民活動の推進及び市民等と市との協働を進めるため「市民活動推進委員会」を設置
「(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン」策定開始

2. 市民の市民参加・協働の現状

(1) 市民の意識

平成 20 年に実施した「健康に関するアンケート」、平成 21 年に実施した「第 12 回住民意識調査」、平成 22 年に実施した「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査」における市民の市民活動への関心についてのアンケートから、明らかになっていることとして、自治会を中心とした地縁活動とゴミゼロ運動などの活動事業については、活動の参加経験者が非常に多いことがわかります。

しかし、その一方で、過去に活動していたものの、現在活動をしていないという人も、非常に多い傾向にあることも明らかになっています。

白井市内の約 8 割の自治会では、会長をはじめとする役員の任期が、1 年であることから推測されることとして、自治会役員などの任期の間は活動を実施するものの役員を退くと自治会活動自体に積極的に参加しなくなることが考えられます。

また、意識として、市民活動の分野については、非常に大切であるという意識を持つ市民が多い一方で、自治会等の地縁団体を除く市民活動を行っている人は非常に少ないことがわかります。

世代ごとの市民活動の参加を見ると、年齢が高くなるほど市民活動を経験した人が多く、若い人ほど少ないことがわかります。それぞれの市民活動ではシニア層が中心である傾向が表れています。

▼資料編 P. ●●

(2) 市民の取り組み

自治会や地区社会福祉協議会などは、地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施するとともに、災害時要援護者への対応や防犯など広域的な地域課題について対応するため、一部の自治会では、小学校区単位で、自治会長の話し合いを開催しています。

また、市民団体や NPO などは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など様々なテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。

これらの取り組みを通じて、市民の中には、「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識が芽生えつつあるとともに、地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつあります。

＜主な市民の取り組み＞

①自治会・町会等（地縁組織）

住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動しています。

市には、平成 24 年 4 月現在、93 の自治会・町会・区・管理組合が結成されており、その会員世帯数の合計は、15,812 世帯で、自治会に加入している市民の割合（自治会化加入率）は、約 68.7%です。

【主な活動】

- ・生活の場をみんなでよくする活動
- ・交流・ふれあいの場づくり
- ・地域課題の解決に向けた活動
- ・行政との協働への活動 など

千葉県内市町村の自治会加入率と高齢化率一覧

市町村名	自治会 加入率	高齢化率
		() 内県内順位 (低い順)
船 橋 市		20.2% (9 位)
我孫子市		24.0% (26 位)
柏 市		20.6% (10 位)
松 戸 市		20.8% (12 位)
習志野市		19.9% (8 位)
流 山 市		21.3% (15 位)
鎌ヶ谷市		22.2% (18 位)
印 西 市		16.6% (2 位)
白 井 市	68.7%	18.9% (5 位)
市 川 市		17.7% (3 位)
成 田 市		17.8% (4 位)
浦 安 市		12.8% (1 位)

活動写真

平成 24 年 4 月現在

②自治会長連絡協議会

地域の課題解決に向けて、第三小学校区、清水口小学校区、南山・池の上小学校区、桜台小学校区などの一部の自治会では、主体的に地域における自治会長の連絡協議会を設置し、地域の情報を共有し、連携して、地域活動に取り組んでいます。

【主な活動】

夏祭り、防災・防犯、清掃活動など

活動写真

③地区社会福祉協議会

少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに応えるため、市内 7 地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進しています。

【主な活動】

ふれあい食事会、
いきいきサロン
子育て支援など。

活動写真

④PTA・子ども会活動

市内の小中学校それぞれの PTA 活動は、学校活動以外にも、地域の防犯活動や市や様々な団体と連携して子ども事業に取り組んでいます。

子ども会は、地域の子どもの健全育成を推進しています。

【主な活動】

防犯、環境美化、子どもの見守りなど。

活動写真

⑤市民活動団体

市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした（公益的）活動を継続的に行っている団体で、平成 24 年 6 月現在、市民活動推進センターに 51 団体が登録しています。

【主な活動】

福祉、まちづくり、環境、国際協力など。



活動写真



活動写真

⑥市民個人

○市民が個人的に行うボランティア活動

【主な活動】防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など。

○市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力を行い、社会貢献活動を実践する活動

【主な活動】民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、など



活動写真

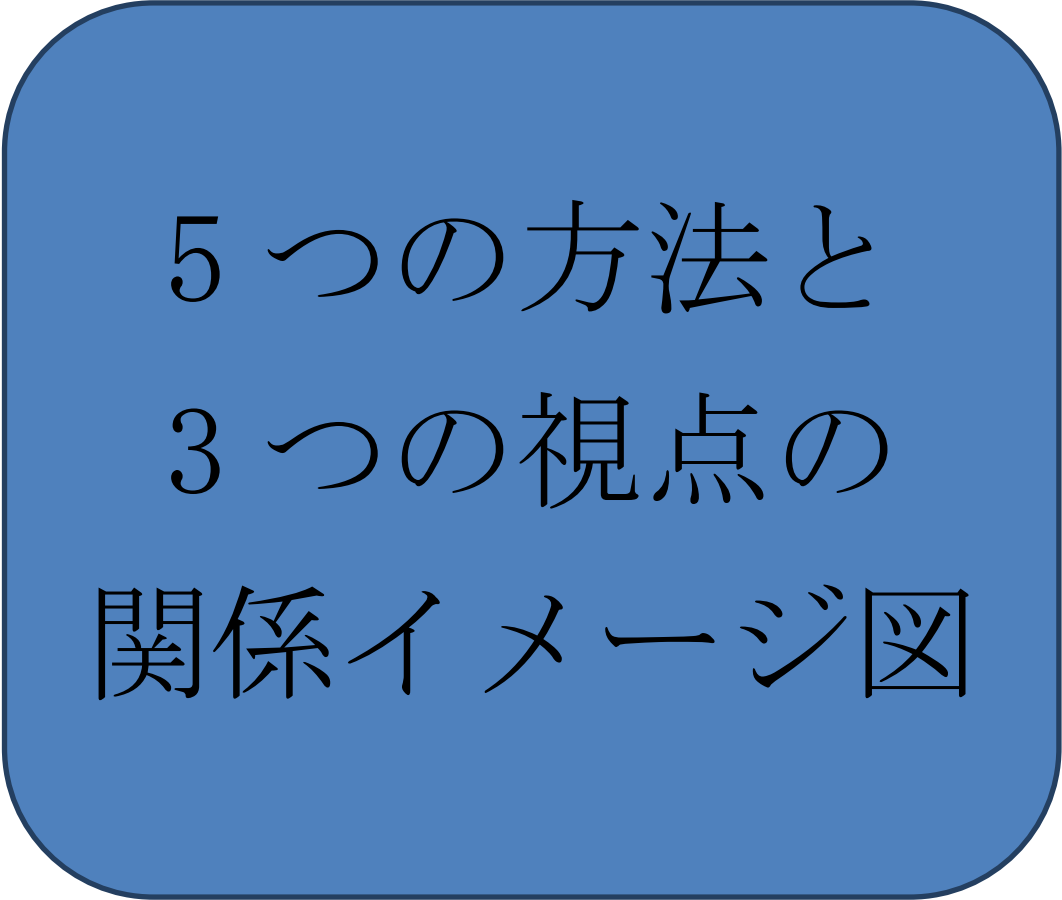


活動写真

3. 白井市の市民参加・協働の現状と課題

市は、平成16年に千葉県内で初めてまちづくり条例と市民参加条例を制定し、情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の5つの方法で市民参加・協働を推進しています。

市の市民参加・協働の現状と課題について、①行政への市民参加、②地域コミュニティへの市民参加、③協働のしくみへの市民参加の3つの観点から、次の通り整理しました。



5つの方法と 3つの視点の 関係イメージ図

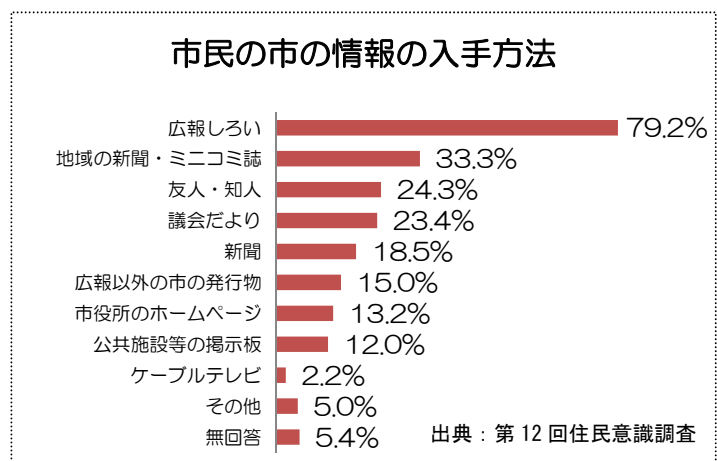
(1) 行政への市民参加を高める取り組み

【現状】

- ・ 千葉県内でいち早く、市民主体のまちづくりを推進するために、市は、平成 16 年 3 月に「まちづくり条例」を、平成 16 年 6 月に「市民参加条例」を施行し、ルールによる行政への市民参加のまちづくりを推進しています。
- ・ 市政の情報発信として、広報しろいを月 2 回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、市ホームページやメールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に提供しています。
- ・ 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は、市役所 1 階の情報公開コーナーで公開するとともに、なるほど行政講座（出前講座）により市政情報を提供しています。
- ・ 市長とのミニ懇談会などを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。
- ・ 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っています。

【問題点】

- ・ まちづくり条例、市民参加条例とともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状態です。
- ・ 市民の市の情報の入手先として、広報しろい 8 割弱、議会だより 2 割弱、その他市広報物、市ホームページ 1 割強という状態であり、広報しろい以外の情報提供の方法は、利用者が少ないことから、情報化の推進と併せてホームページの活用と充実が求められます。
- ・ 市から発信される情報の多くが、お知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民参加に活用されていないことがあります。
- ・ 市の情報の発信が、一元化が図れていないなど指摘されています。
- ・ 働き盛り世代や若年者層の市民参加や協働のまちづくりに関する関心や参加状況が少ない現状です。
- ・ 行政に参加する市民が固定化しているとともに、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向にあります。



【課題と方向性】

●情報発信を充実させます。

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。

また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

●市民参加・協働参加の機会を拡充します。

平成 16 年に市民参加条例が制定されてから、7 年が経過し、市は行政への市民参加に取り組んでいます。今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、計画立案、実施段階、評価段階への市民参加の機会を拡充します。

●市民参加の制度の研究を行います。

市民が、行政や市民・地域活動へ参加しやすくなるように、市民参加制度の充実・改善に向けて先進的な市民参加制度の研究を行います。

●行政活動についての意識の向上を図ります。

市民が、行政参加をする時は、市全体の利益を考えながら、参加することが求められています。市は、行政活動について市民が学習する機会をつくります。

●市民と行政の役割分担を明らかにする対話のための環境づくりを拡充します。

市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境づくりを拡充します。

●職員の意識改革と養成を行います。

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を行います。

また、市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

(2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- ・ 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。
- ・ 各小学校区の自治会長などが、それぞれの地域課題について意見交換をすることで、市民間の広域の連携意識を深めることで、地域コミュニティづくりをすすめています。
- ・ 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。自治会への補助額については、加入世帯 1 戸あたりにつき 8 5 0 円補助しています。

【問題点】

- ・ 市民と市の職員が情報共有し、意見交換を活発にする機会を増やすことが求められています。
- ・ 地縁団体や市民公益活動団体は、活動について、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態です。
- ・ 地縁団体は自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの原因により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあり、地域活動に参加する市民が固定化しつつあります。
- ・ 地域に対しての市の方針が不明瞭で、実効性が少ないなど、市と連携して地域で活動するしくみが必要であると指摘されています。
- ・ 市が、市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたり、双方ともに役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●コミュニティ意識の向上を図ります。

市民が、地域コミュニティ意識を高めるために地域について学習する機会の拡充を図ります。

●様々な主体が市民・地域活動に参加できるようにします。

市は、市民参加条例の取り組みにより、市民の行政活動への参加を推進しています。

今後は、行政活動への参加に加えて、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動とともに、自治会活動、地区社会福協議会の活動などへの参加を積極的に推進します。

●協働のコーディネーターとなる市民を育成します。

市民活動団体同士や市民活動団体と地縁型組織が連携を行うためには、コーディネーター機能を担う中間支援機能を持つ組織とともに、市民が必要です。中間支援機能を持つ組織や市民を育成します。

●地域の課題解決のため自治会を中心としたネットワーク化を図ります。

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域のネットワーク化を推進します。

●事業者が地域コミュニティや市民活動への参加できるきっかけをつくりま

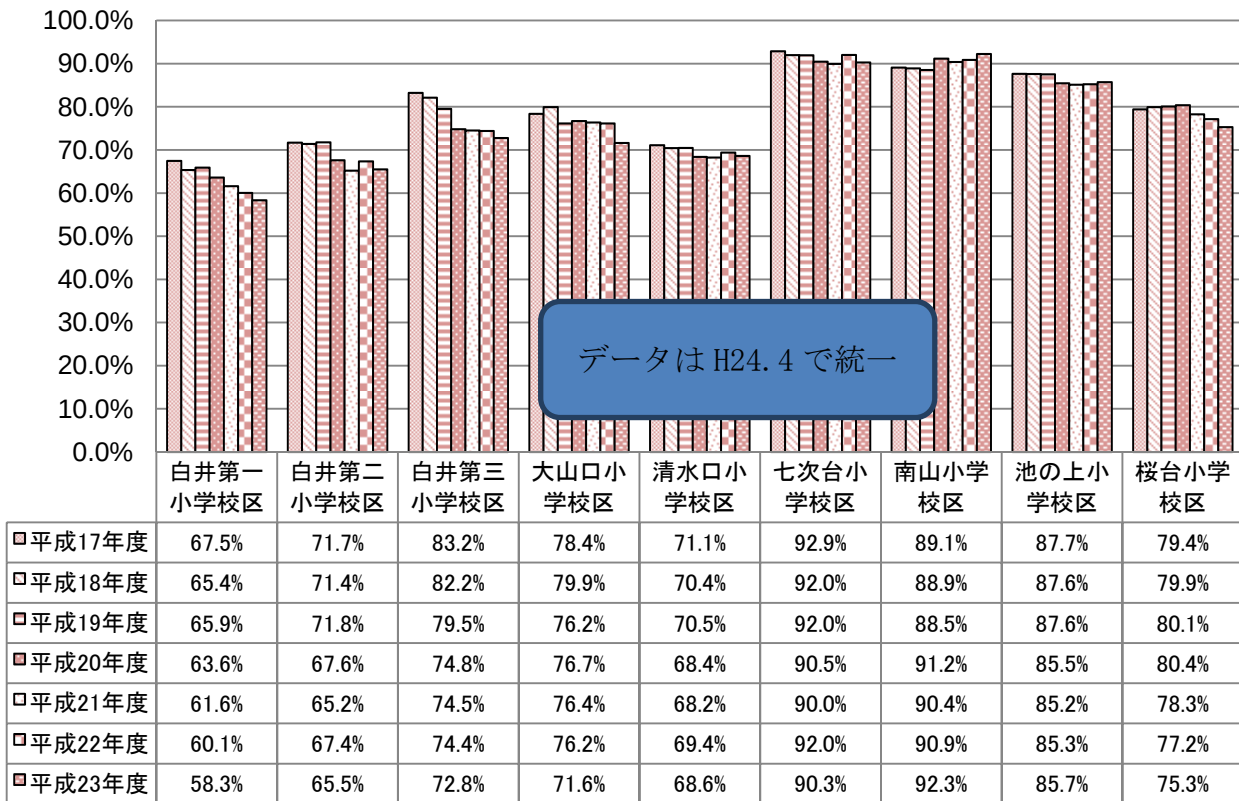
す。
事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。

●地域型コミュニティの特徴を踏まえた地域のあり方を検討します。

白井市における地域型コミュニティの性格は、大きく分けて①都市型コミュニティ、②農村型コミュニティ、③農村・都市共生型コミュニティと3つあります。この特徴を踏まえ、地域のコミュニティの特性や資源を活かしながら、地域に即した地域づくりを推進します。

小学校区ごとの自治会加入率の推移

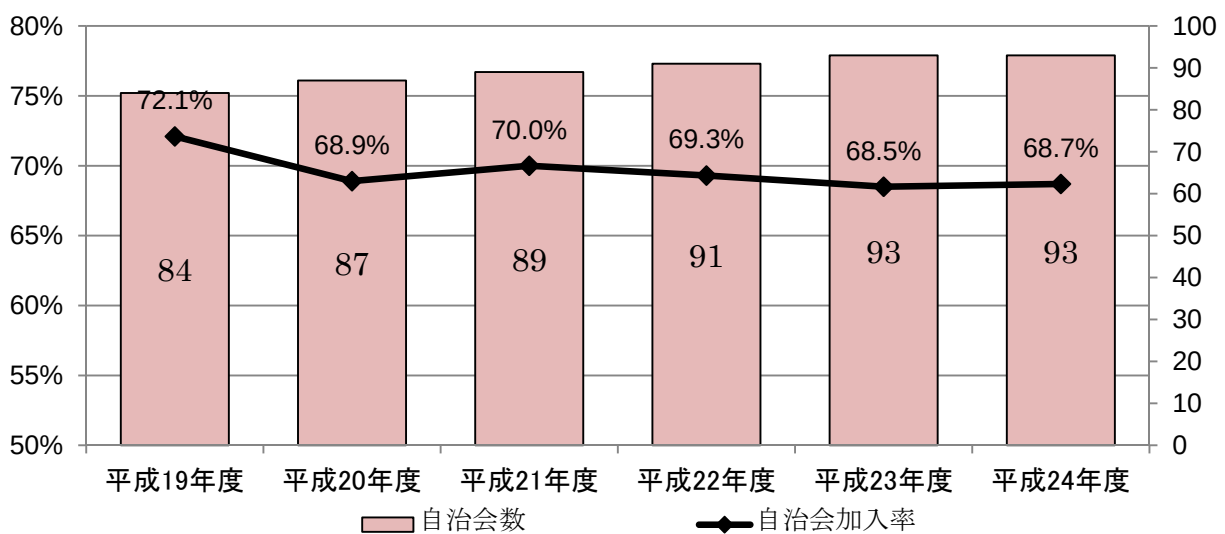
(自治会加入率)



白井市の自治会数と加入率の推移

(自治会加入率)

(団体数)



(3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- ・ 市民主体のまちづくりを推進するため、平成 16 年 3 月に「まちづくり条例」を、平成 16 年 6 月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
- ・ 市民活動団体の拠点施設として、平成 15 年 12 月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- ・ 第 4 次総合計画を総合的に進めるため、市民参加・協働を計画推進の柱に位置付け、市全体で市民参加・協働を推進しています。
- ・ 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成 16 年度に「市民参加推進課」を設置し、平成 23 年度に、市民との協働を更に進めるため「市民活動支援課」に課名を変更しています。
- ・ 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として市民活動団体からの提案により補助を実施する「市民団体活動支援補助金」を創設しています。さらに平成22年度には、「市民団体活動支援補助金」について、従来の支援型に加えて、立上型の補助金を創設しています。

【問題点】

- ・ まちづくり条例、市民参加条例ともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状況です。
- ・ 「市民活動推進センター」に対しての市の考え方が明確でないことから、市民活動推進センターの役割が曖昧であるとの指摘があります。
- ・ 市民参加・協働についての理解の必要性について、市民、職員双方ともに高めていく必要があります。
- ・ 協働については、協働を行うことが目的化してしまい、評価・見直しまでのしくみができていない状況です。
- ・ 市民団体、地域、行政の役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●協働のしくみづくりを検討します。

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組みます。

●協働のモデルづくりを行います。

市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。

●市民活動の支援機能を充実させます。

「市民活動推進センター」のコーディネート機能を強化し、個人、ボランティア団体や地域コミュニティ団体との相互の連携・協力体制を整えて、中間支援施設として役割を担っていきます。

●提案型協働事業を推進します。

協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらう提案型協働事業制度を創設します。

●協働の評価を行います。

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

4. 白井市第 4 次総合計画後期基本計画第 1 次実施計画における 市民参加・協働の現状

(1) 調査の狙い

白井市では、第4次総合計画後期基本計画を推進するための共通の取り組みとして「市民参加・協働」により施策や事業を進めていくこととしています。

この(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランでは、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画（平成23年度から平成25年度まで）の全ての事業を、市民参加・協働の視点で洗い出し、明らかにすることで、計画の実効性を図っています。

下表のとおり、第1次実施計画の実施実行状況調査を行ったところ、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の現状について、以下のことが明らかになりましたので報告します。

なお、本調査は、白井市における現状の市民参加・協働の実施状況を明らかにし、市民に公表を行うことで、市が実施する市民参加・協働の事業に対して、市民からの働きかけが増えることを期待して実施するものです。

今後も定期的に調査を行うことで、現状を明らかにするとともに、公表を行い、市民との市民参加・協働の実現に向けて働きかけをおこないます。

【調査概要】

▼資料編

□調査内容

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画234事業における市民参加・協働の実施状況を具体的に把握するため

□調査方法

平成23年11月 調書作成（市民参加・協働の概要と方向性について）

平成24年 6月 各課ヒアリング（実施状況と今後の展望について）

□調査期日

平成24年4月1日現在

□対象

白井市第 4 次総合計画後期基本計画第1次実施計画に記載した234事業

(2) 市民参加の実施状況

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民参加の実施事業は103事業で、全事業の44.0%の事業において、市民の意見を聞き、市政に反映することを目的として、市民参加の手法が取り入れられていることがわかります。

市民参加の実施が、事業の実施におけるどの段階において、市民参加を行っているかを確認すると、市民参加を実施している事業の91.3%が、事業計画策定などの計画段階において、市民の意見を聞いていることがわかります。

更に、市民参加実施事業の81.6%の事業において、事業終了後の評価の段階においても市民から意見を取り入れ、次の事業実施に活かすために取り組んでいることがわかります。

また、市民参加の実施事業の市民参加の手法の内訳をみると、市民参加を採用している事業103事業のうち、87.4%が審議会等により市民意見を聴取していることがわかります。次いで、アンケート、パブリックコメント（意見公募）といった市民参加の手法を活用していることがわかります。

市民参加の実施段階及び手法といったこれらの取り組みから、白井市における市民参加の大きな特徴として、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における多くの事業において、市民参加を実施しており、その事業の多くが審議会等を設置して、市民の意見を計画の策定や事業の評価に取り入れていることに熱心であることがわかります。

その一方で、実施段階への参加が非常に少ないこと、その他の市民参加の手法の採用が非常に少ないことから、市民参加の状況が硬直化していることがわかります。

今後、白井市における市民参加を更に進めるためには、従来の手法によらない市民参加を積極的に実施する必要があります。

（３）市民協働の実施状況

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民協働の実施事業は88事業で、全事業の37.6%の事業において、市民と連携・協働していることがわかります。

市民協働を行っている事業について、市民との連携・協働がどのような市民・団体で行っているかを確認すると、市民個人やボランティア活動を行う団体を含む市民活動団体と連携・協働している事業が60.2%、52.3%とそれぞれ半数を越えていることがわかります。次いで、事業者（37.5%）やPTA（36.4%）、自治会（35.2%）を協働のパートナーとして事業の実施にあたり、連携・協働していることがわかります。

また、なぜ市民・団体と連携・協働しているかについて確認すると、地域の事情を反映させるため（59.1%）、きめ細かい対応を行うため（55.7%）、多くの市民の関与が事業の質の向上に有効（53.4%）であると判断していることがわかります。

事業の実施にあたり、どのような市民協働の手法を行っているかを確認すると、市民協働を行っている事業の半数以上にあたる55.7%の事業において、情報交換を行っており、次いで、市民・団体が実施する事業への事業協力と市が実施する事業に対しての市民・団体の行政協力が37.5%であることがわかります。

市民協働における協働のパートナー、協働の目的、協働の手法といったこれらの取り組みから、白井市における市民協働の大きな特徴として、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画におけるかなりの事業において、市民協働を実施しており、市民協働を行うときに最も重視している点として、より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に提供するために実施していることがわかります。

しかし、その一方で、協働の手法を見ると、情報交換や市民・市それぞれのどちらかが主体となって実施する事業に対しての協力を留まっており、協働の実施状況自体は多いものの、初歩の段階であることがわかります。

協働の実施においては、あらかじめ、市民と行政が、意見や対話を通じて役割分担を決定し、事業の実施の状況やその段階その時々に応じて変更していくことが最も大切ですので、白井市における市民協働を更に発展させるためには、今後、お互いの関係が、現在実施している情報交換や事業協力・行政協力といった取り組みを重ねることにより深まり、最適な協働の領域において事業を展開することを目指す必要があります。

(4) 今後の展望

調査の結果、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民参加、協働それぞれの取り組みは、いずれもかなりの多くの事業において実施されていることがわかります。

市民参加・協働いずれの事業も実施している事業については、41事業ですが、実に市民参加実施事業の39.8%、市民協働実施事業の46.6%の事業において、より良いサービスの実現のために市民参加及び市民協働を実施していることが判明しています。

また、今後も、●事業（●●.●%）の事業において、今後市民参加・協働を拡大、実施予定ということからも、白井市における市民参加・協働による事業の展開は、更に図られることがわかります。

しかし、その一方で、市民参加、市民協働のいずれも実施していない事業は84事業、35.9%にも上っています。

前述（P.27）のとおり、市が、協働により目指すのは、市が実施する全ての公共サービスを市民参加・協働で実施することではありません。あくまでも、「より良い」公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に「効率よく」提供するために実施するものですので、事業の計画、実施にあたり、市民参加・協働の実施について十分に検討を行ったうえで、市民参加・協働を実施することでサービスが低下する、または非効率になる事業においては、市民参加・協働を実施する必要はありません。

しかし、今回の調査によって、市民参加・協働を実施しない理由を確認したところ、市民参加・協働の必要性が薄い、必要性がない、馴染まないと答えた36事業のうち、実際に機密の保持、高度な政策立案、公権力の行使、公平性の確保などの具体的な理由がある事業については、9事業にすぎず、69.2%の事業においては、市民参加・協働について更に検討を行う必要があると考えます。

また、協働のパートナーがわからない（33.3%）、協働の手法がわからない（21.4%）といったように、市民参加・協働の実施について検討を行ったものの、市民参加・協働参加による事業実施にあたり、市の体制不足や、相手方の体制不足などの理由により、現段階においては、実施できていないという事業もあることから、今後も、調査を行い、市民参加・協働の推移について検証し、公表していく必要があります。

白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の実施状況

	事業数	実施の割合	内訳
市民参加	103	44.0%	100.0%
計画段階	94	40.2%	91.3%
実施段階	18	7.7%	17.5%
評価段階	84	35.9%	81.6%
審議会	90	38.5%	87.4%
パブリックコメント（意見公募）	8	3.4%	7.8%
アンケート	11	4.7%	10.7%
ワークショップ	2	0.9%	1.9%
意見交換会	4	1.7%	3.9%
その他	2	0.9%	1.9%
協働	88	37.6%	100.0%
市民（個人）	53	22.6%	60.2%
自治会	31	13.2%	35.2%
市民活動団体・NPO	46	19.7%	52.3%
事業者	33	14.1%	37.5%
社協・地区社協	25	10.7%	28.4%
PTA・学校	32	13.7%	36.4%
自主防災組織・消防団	6	2.6%	6.8%
各種委員	13	5.6%	14.8%
その他	21	9.0%	23.9%
経費削減	25	10.7%	28.4%
市民意見の活用	32	13.7%	36.4%
市民自治意識向上	24	10.3%	27.3%
地域の事情反映	52	22.2%	59.1%
きめ細かい対応	49	20.9%	55.7%
市民関与が事業に有効	47	20.1%	53.4%
市民主体が望ましい	24	10.3%	27.3%
施策の浸透	18	7.7%	20.5%
市民にとって重要なため	26	11.1%	29.5%
その他	1	0.4%	1.1%
委託	10	4.3%	11.4%
補助金	14	6.0%	15.9%
アダプトプログラム	2	0.9%	2.3%
後援	9	3.8%	10.2%
事業協力	33	14.1%	37.5%
情報交換	49	20.9%	55.7%
政策提言	6	2.6%	6.8%
共催	19	8.1%	21.6%
実行委員会	10	4.3%	11.4%
行政協力	33	14.1%	37.5%
その他	10	4.3%	11.4%
実施なし	84	35.9%	100.0%
公権力の行使のため	3	1.3%	3.6%
機密保持のため	17	7.3%	20.2%
事業の未実施	12	5.1%	14.3%
協働の手法がわからない	18	7.7%	21.4%
高度な政策立案が必要なため	4	1.7%	4.8%
協働の実施について協議中	3	1.3%	3.6%
協働のパートナーがわからない	28	12.0%	33.3%
法令・条例で義務付け	5	2.1%	6.0%
協働の実施体制の不足	15	6.4%	17.9%
コスト・手間がかかりすぎる	11	4.7%	13.1%
公平性の確保のため	2	0.9%	2.4%
事業の性格上、協働の必要性が薄い、もしくはない	36	15.4%	42.9%
その他（事業の実施主体ではない。今後の方向性不明）	17	7.3%	20.2%
* 市民参加・協働どちらも実施	41	17.5%	17.5%

5. 白井市の市民参加・協働の捉え方

(1) 市民参加・協働の考え方

白井市では、市民参加・協働について、白井市市民参加条例により以下のとおり定義しています。

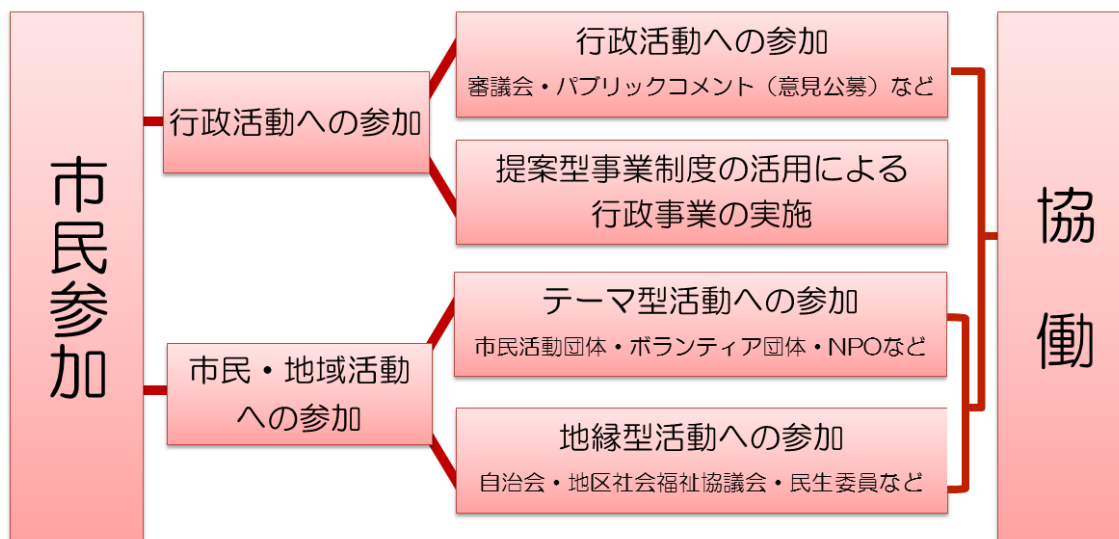
市民参加

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。

連携・協働

市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。

市民参加・協働のいずれについても、市民と市が、**お互いの意見や対話を通じて**、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて、協力する関係であるとしています。



(2) 協働の領域

市民の多様なニーズに対し効果的・効率的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要です。

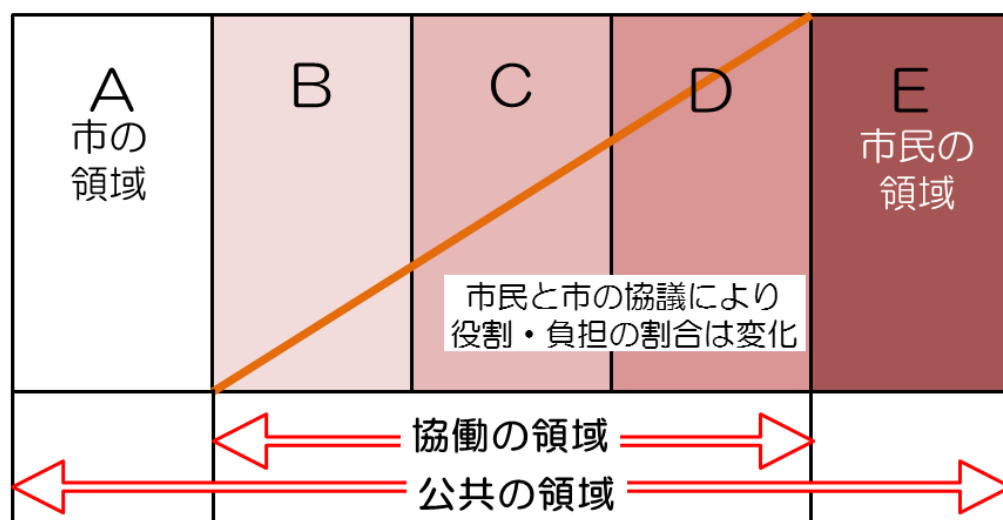
公共サービスには、市が単独で施策・事業などを実施しているAのような行政の領域、市民活動団体や事業者が、社会性・公共性を持つ活動を単独で実施しているEの領域のような市民の領域、B～Dの領域のように市民と行政がお互いの役割分担と負担を協議し、協働する領域があります。

協働には様々な段階があり、役割分担や負担の割合も多様ですので、市民と行政が、多くの協働の実践や検証を行いながら、それぞれの事業における適切な領域を導き出す必要があります。

市が、協働により目指すのは、市が実施する全ての公共サービスを市民参加・協働で実施することではありません。

どの様に事業を実施すれば、「より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に提供することができるのか。」ということをおあらかじめ、市民と行政が、意見や対話を通じて決定することが最も大切です。

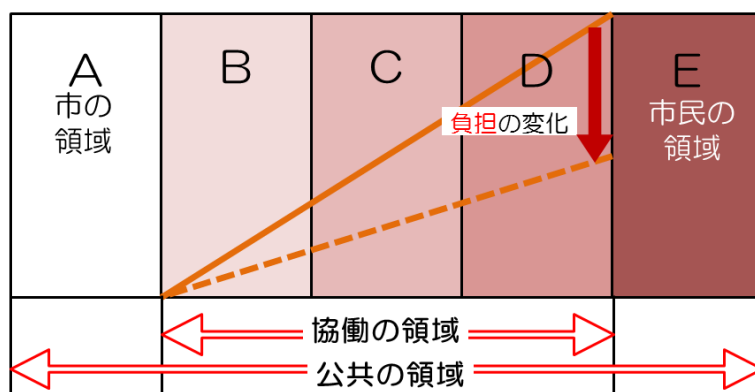
また、協働の段階において、最適な協働の領域は異なりますので、相互の議論と対話により、適宜見直す必要があります。



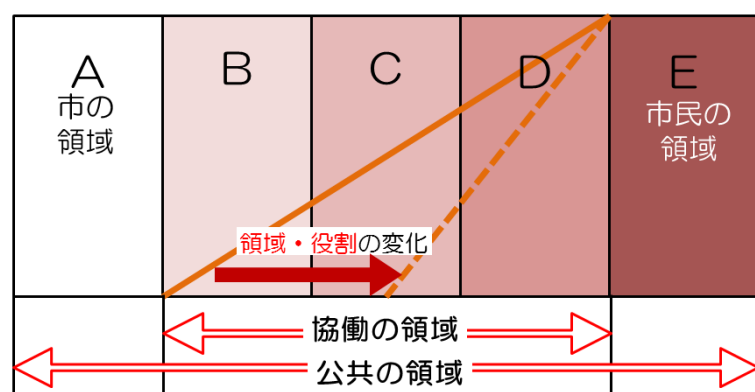
出典：山岡義典（日本NPOセンター代表理事）作成の図を事務局が加筆

- A：白井市の責任と主体性により独自に事業を行う領域
- B：白井市が主体性を持って行い、市民等が参加・協力して事業を行う領域
- C：双方がお互いの特性を活かし、協力し合いながら事業を行う領域
- D：市民等の主体性をもとに白井市が協力して事業を行う領域
- E：市民等が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域

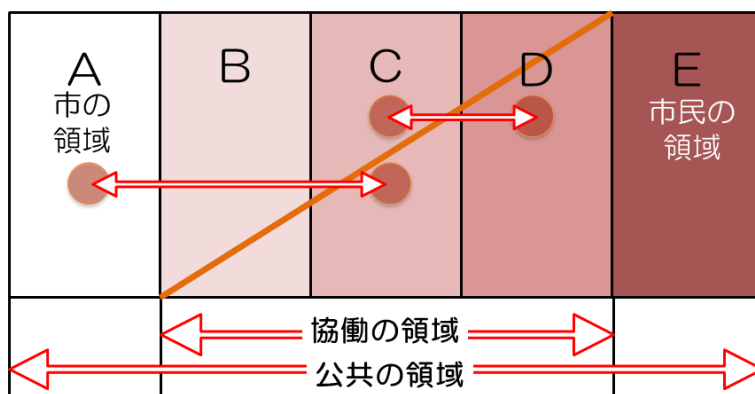
【負担の割合の変化】



【役割の変化】



【段階における負担・役割の変化】



※ 同一の事業でも、事業の進捗状況や環境に応じて変わります。

白井市が目指す市民と行政の協働では、市民と行政の話し合いによって、市民と行政お互いが、協働のやり方・負担を決定します。
協働のやり方・負担は、その都度、お互いに話し合って決定します。

白井市の事例紹介

調整中

※事業追加（08.28以後補助金交付5団体についても追加で記述予定）

※行政単独で実施していたものが、補助金の交付により協働で実施するようになった。（A→C）

※EM白井野菜の会による環境学習（関係課：教育委員会・市民活動支援課・環境課）

市民活動団体が自主事業として学校と協働で実施していたものに、市が補助金を支出することで、学校以外に市とも協働で実施するようになった事業。（E→D）



※行政の事務の一部を市民が担っていたが、実施を進めるにあたり、自ら企画し実施するようになった。（A→C→E）

※日本ブルキナファソ友好協会による白井第一小学校の総合学習における環境・国際事業（現地のお米のネリカ米の畑作と大使との交流会）

【同一事業における負担の割合、役割の変化の事例】

教育委員会との協働→市民活動支援課の補助金→教育委員会の助成



(3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは

白井市においては、まちづくり、健康、福祉、環境、防災分野などが、主な市民参加・協働において効果的である分野として考えられ、実践していましたが、それ以外の数多くの事業においても、市民参加・協働の視点で事業を実施した方が、効果的で、効率的なサービスを実現することができる事業があります。

市は、協働が可能な分野については、市民と行政がお互いの資源や環境をもとに意見交換を重ねて、徐々に拡大していくことを目指します。

※市民参加がどのように分野や事業に活きるのか、具体的な事業を例示（0828）

【市民参加・協働に適した事業と事業例】

	事業例
コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など。
市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化活動、高齢者支援事業など。
特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、市との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業など。
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業、コミュニティ施設等の管理・運営など。
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

(4) 市民参加・協働の手法

白井市では、様々なまちづくりの主体と行政が行う協働の手法は、次に掲げるものを考えています。

市民参加・協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働の手法で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を、お互いがよく確認しながら、どのような取り組みがより効果的で合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

協働の写真
など

【市民参加の手法】

	内 容	市の該当事業
審議会	市が、条例などにより、複数の市民で構成する機関。審議内容等について、審議・検討の中で、市民から様々な視点の意見を直接聴取します。	● 補助金等見直し適正化事業 白井市補助金評価委員会 ● 市民参加事業推進事業 市民参加推進会議 ● ごみの資源化推進事業 廃棄物減量等推進審議会
パブリックコメント (意見公募)	市が、市民に情報を提供したうえで、市民の都合にあわせて、課題や問題についての指摘・意見を聴取します。	● 次世代育成支援地域行動計画推進事業 ● 環境基本計画推進事業 ● 国民保護計画推進事業
アンケート	市が、アンケート調査により、多くの市民から意見の方向性を聴取します。市は、実施予定の公表と結果の公表を行います。	● 美しい景観形成推進事業 小中学生へのアンケート 景観写真展 ● バス交通推進事業 循環バスの利用者アンケート
意見交換会	市が、市民と行政の対等な立場で議論を行い、市民同士の自由な意見交換の中から多様な意見を導き出します。	● 地域福祉計画策定推進事業 ● 中小企業活性化支援事業 ● 懇談会開催事業 タウンミーティング
ワークショップ	市が、市民の自由闊達な発想により抽出された施策に関する課題・問題点の全体共有を意見として聴取します。	● 障害福祉サービス事業 ● 地域福祉計画策定推進事業
住民投票	市が、実施する非常に重要施策の決定について市民の意思を表明する機会を設定するもので、市民の意思を直接確認します。	● 白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票

【協働の手法】

	内 容	市の該当事業	パートナー
事業委託 (協働型)	市が責任をもって担うべき事業を市民の特性を活かし、より効果的に実施するため市民活動団体などに委託します。	・公園緑地等の住民管理事業 ・フラワー街道花の維持管理事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体
事業補助	市民活動団体などが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現します。	・市民自治組織活動補助金 ・地区コミュニティ活動補助金	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体
共 催	市民活動団体などと市が共に主催者となって事業を行います。	・児童館事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者
後 援	市民が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行います。	・環境学習事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
事業協力	市民と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施します。	・市民との協働 パソコン講座事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
アダプト プログラム 制度	市民活動団体などが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行います。	・白井友の会【自治会】 ・アダプト 530【市民活動団体】 ・(株)ホームック【法人】	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者
政策提言	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れます。	・市民参加推進会議 ・総合計画審議会 など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
情報交換 ・ 情報提供	市民と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用します。	・防犯対策事業 ・児童虐待防止ネットワーク会議 など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
実行委員会	市民と市が実行委員会や協議会を構成し連携して実施します。	・ふるさとまつり ・梨マラソン大会 ・スポーツフェスタなど	・自治会 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人

6. 協働によるまちづくりに向けた様々な**主体とその役割**

(1) 市の役割

市は、市民参加・協働によるまちづくりに積極的に取り組むこととし、市の事業について広く情報を発信し、市民、市民活動団体、事業者の意見を聴き、行政への参加を促進します。

また、市民、市民活動団体、事業者の社会貢献活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤・しくみを整備します。

職員の意識改革を図り、各課において市民参加・協働の事業が展開できるよう事業内容を見直すとともに、市民参加・協働のコーディネーターとして市民、市民活動団体、事業者の活動を支援していきます。

(2) 市職員の役割

市職員は、研修などを通じて、協働の手法・背景の理解に努めます。

また、事業を行うときは、市民参加・協働による事業の可能性を検討するとともに、実施段階において、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者と意見交換や対話を通じて、それぞれが協働して活動しやすいきっかけや環境を整備します。

(3) 市民の役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。このプランでは、市民参加条例に基づき「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人、市の活動に利害関係を有する人全てを含めて「市民」としています。

市民は、地域社会へ関心を持ち、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

こうした市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えていきます。

(4) 地域コミュニティの役割

地域コミュニティとは、自治会や町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、PTA、高齢者クラブなどの活動に基づき、自主的に参加した市民の総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集団のことです。

市民の生活に密着した地域コミュニティは、市民相互の親睦と連携を図り、個人では

解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるために、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

（５）市民活動団体（ボランティア団体、ＮＰＯ）の役割

ＮＰＯなどの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

（６）事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動（CSR）を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

今後、事業者は、地域社会を支える公共の担い手としての役割が増してくることが予想されます。

第3章 プランの理念と体系

白井市では、第 4 次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

市民が強く望む安全で安心なまちづくりをつくるためには、市民の積極的な参加が必要です。また、事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿

これまでの市民参加・協働の取り組みを大切にしながら、このプランでの課題と方向性を踏まえ、更なる市民参加・協働を進めるため、「響きあい」を基本とした市民自治のまちを目指します。

響きあい～響きあい みのりある協働のまち しろい～

多様な市民とともに作る「参加」のまち

市民、市民活動団体、事業者などの多様な市民が市の計画策定、事業の実施、評価に参加し、市とともにまちをつくりあげていく「参加」のまちづくりを目指します。

みんなで地域をつくる「自治」のまち

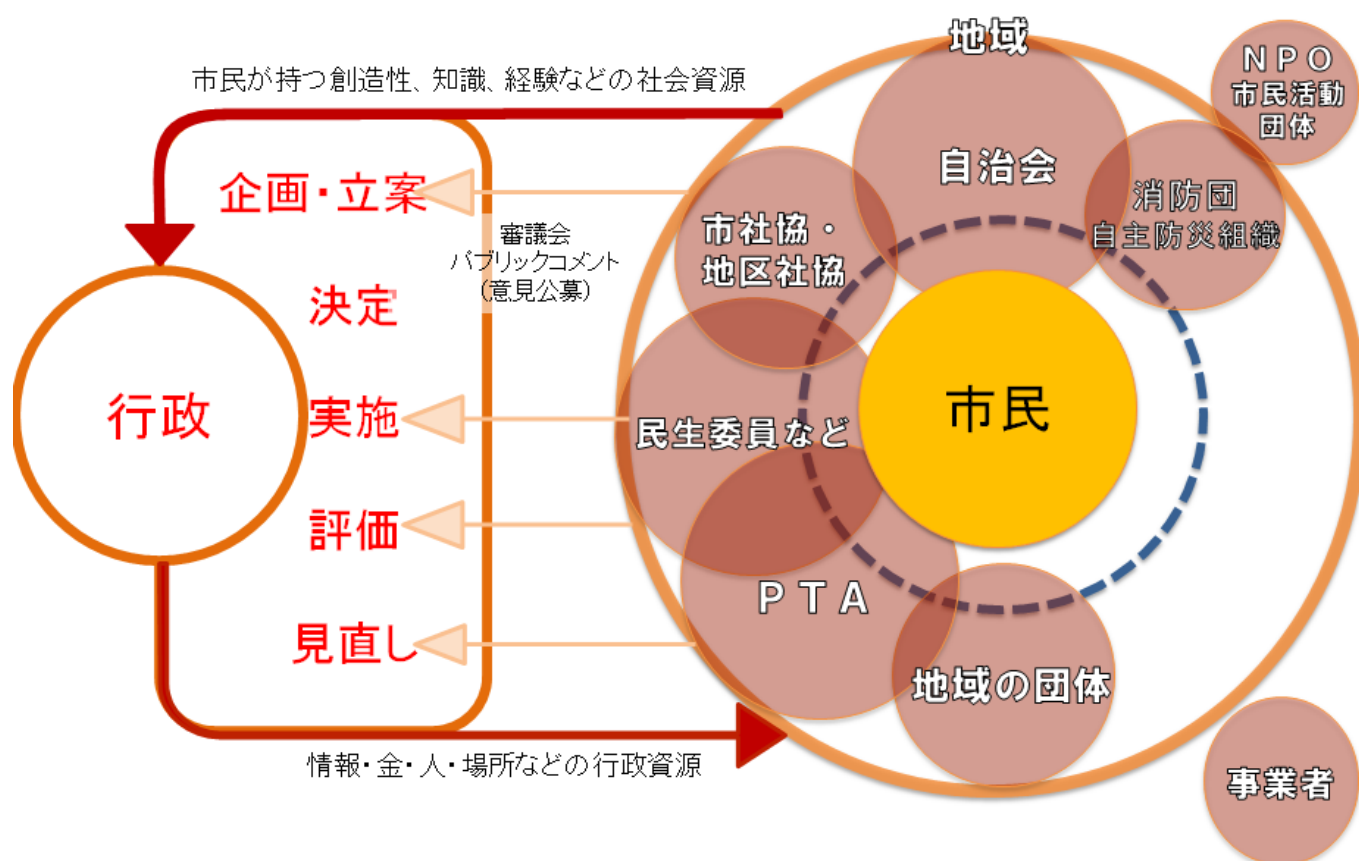
自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などが一体となって、地域で連携・協力することで、地域の課題を解決する「自治」のまちづくりを目指します。

共有と信頼で築く「市民協働」のまち

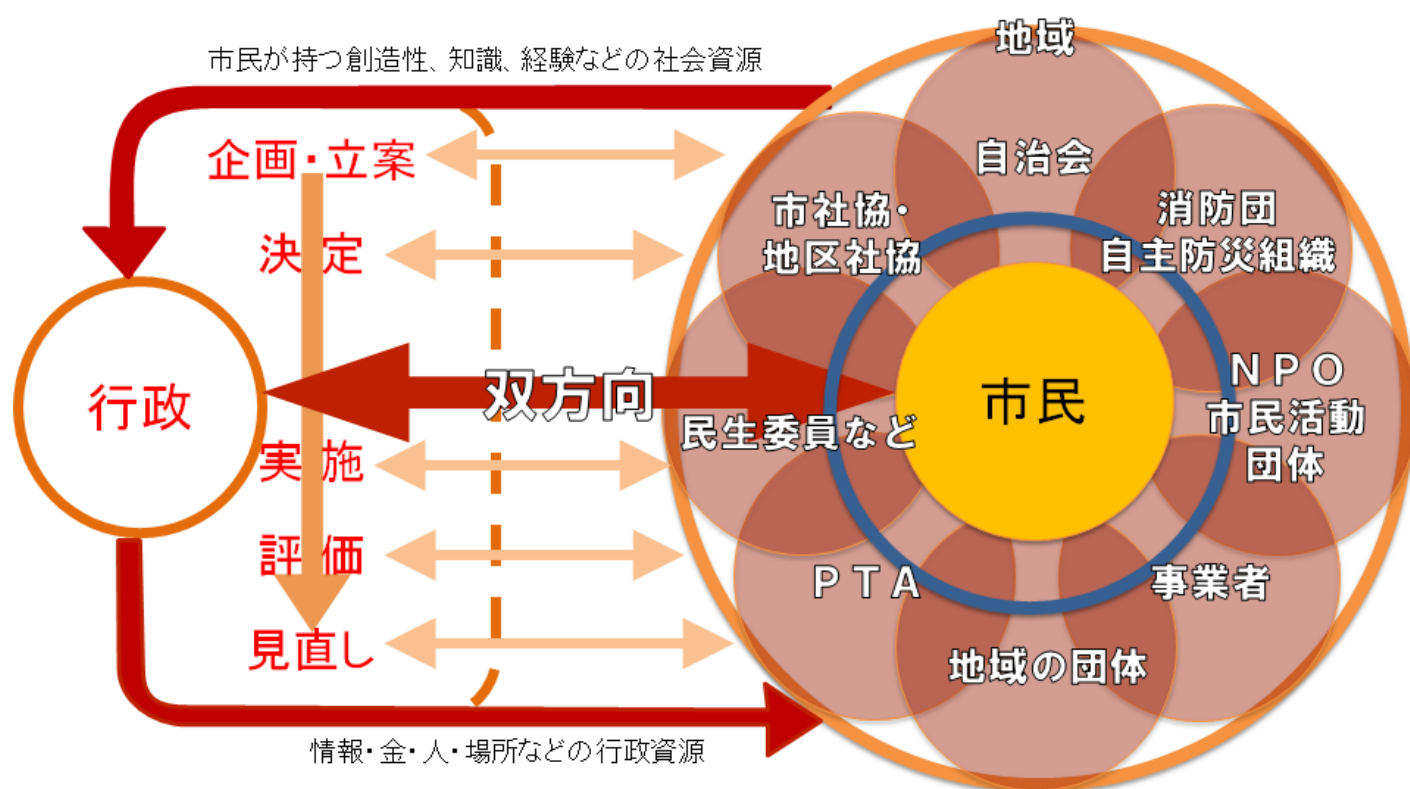
市民、市民活動団体、事業者、市が、情報と目的を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、信頼関係を築きながら「協働」によるまちづくりを目指します。

市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。

これまでの市民参加・協働のイメージ



これからの市民参加・協働のイメージ



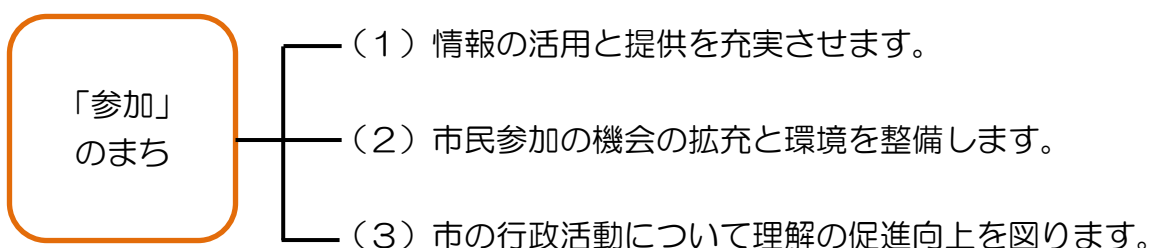
2. プランの施策体系と方針

白井市は、市民参加・協働による「響きあい」を基本とした市民自治のまちを目指します。その目標の実現に向けた市民参加・協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、市は、市民、自治会、ボランティア団体や NPO などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体とともに、次の 3 つの目指すまちづくりと推進施策に沿った取り組みについて、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。

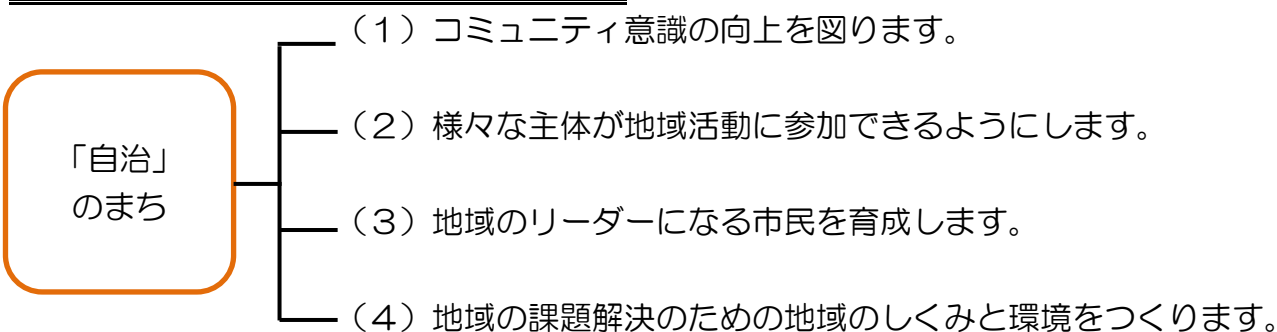
第 4 次総合計画は、平成 18 年度を初年度とし平成 27 年度を目標年度とする 10 ヶ年度の計画です。このプランの計画期間は、第 4 次総合計画後期基本計画と整合性を図り、平成 24 年度から平成 27 年度までを実施の目途とします。

ただし、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、第 5 次総合計画を視野にいて取り組みます。

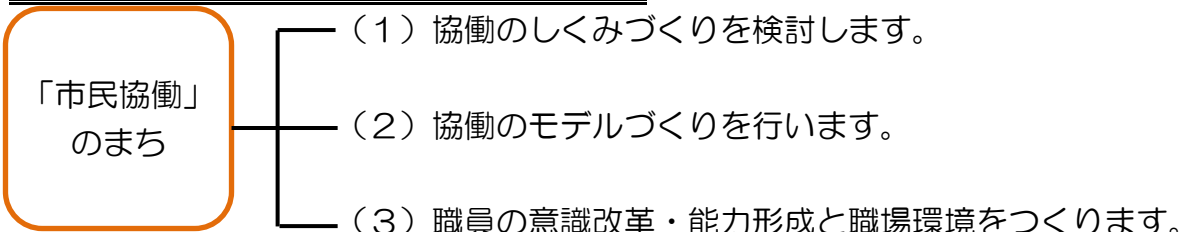
多様な市民とともにつくる「参加」のまち



みんなで地域をつくる「自治」のまち



共有と信頼で築く「市民協働」のまち



3. 施策の展開と推進体系

市が、「参加のまち」「自治のまち」「市民協働のまち」の 3 つの目指す姿の達成に向けて、市民参加・協働を推進するための政策として取り組んでいく事業の体系は、次のとおりです。

これらの事業を市が段階的に展開することで、第 4 次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。また、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、第 5 次総合計画を視野にいて取り組みます。

	3 つの目指す姿	政 策	事 業
響きあい みのりある 協働のまち しるい	「参加」のまち ～多様な市民 とともにつく る「参加」の まち～	情報の活用と提供の充実	(1) ICT を活用した情報提供の充実
			(2) 市の情報発信場所の拡充
			(3) 市の内部会議の検討過程の情報公開
			(4) 市民のニーズ把握と分析
		市民参加・協働の機会の 拡充と環境の整備	(1) 審議会・各種委員会への市民公募委員の確保
			(2) 参加しやすい市民参加の手法の採用
		市の行政活動を知る・学 ぶ	(1) なるほど行政講座の充実
			(2) テーマ別市民推進員の養成
			(3) 事業説明・発表会の開催
	「自治」のまち ～みんなで 地域をつくる 「自治」のま ち～	コミュニティ意識の向上	(1) 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化
			(2) 子ども世代の地域との関わり強化
			(3) 市の PR の推進
			(4) 美しい景観形成の推進
		地域活動に参加しやすい 環境づくり	(1) 団塊シニア世代の活動支援のしくみづくり
			(2) 自治会・公益的市民活動団体の支援と加入促進
			(3) 市民活動推進センターの運営・機能強化
			(4) 市民活動団体認証制度の研究
			(5) 市民活動保険制度の創設
		地域のリーダーになる市 民を養成	(1) 地域コミュニティリーダーの養成
			(2) 市民活動コーディネーターの養成
		地域の課題解決のための 地域のしくみと環境づく り	(1) 小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立
			(2) 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討
			(3) 企業の社会貢献活動支援策の検討
			(4) 空き店舗などの民間施設の有効活用

「市民協働」のまち ～共有と信頼 で築く「市民 協働」のまち ～	協働のしくみづくり	(1) 協働のルールづくり
		(2) 市民との協働の外部評価の実施
		(3) 協働推進体制の構築と市民協働に対応した庁内組織の改編
	協働のモデルづくり	(1) 協働モデル事業の実施と発信
		(2) 協働事業提案制度の拡充
		(3) 民間活用による協働事業の検討
	職員の意識改革・能力形成と職場環境づくり	(1) コーディネート型職員の育成
		(2) NPO・ボランティア活動の理解促進
		(3) 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映

第4章 施策の具体的展開

1. 「参加」のまち ～多様な市民とともに作る「参加」のまち～

(1) 市民への情報提供の充実と市民の情報の活用

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

(1) ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実

様々な市民が、気軽に市の情報や市政に触れることができるように広報しろいや市ホームページなどにおいて、ICTを活用し、市民への情報提供を更に進めます。

【具体的な事業】

- ① 市民が見やすいホームページの作成と管理【担当課：企画政策課・秘書広報課】
- ② 市が所有する行政資料の一覧を市HPで公開【担当課：総務課】
- ③ 窓口手続きをわかりやすくするため動画などを利用し情報提供【担当課：各課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援 してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
◆ 市政に参加する。	◆ 市政に参加する。	◆ 市政に参加する。	ミニコミ誌 タウン誌 一般市民	① 市HPの見直し		
◆ 市に情報を提供する。	◆ 市に情報を提供する。	◆ 市に情報を提供する。		見やすい市HPの管理		
◆ 市の情報に興味を持つ。	◆ 市の情報に興味を持つ。			② 行政資料の一覧を市HP上で公開する。		
				③	動画配信の調査・検討	試行

コラム 策定会議から

広報しろい

- 広報しろいは、市の情報を知るための方法として、最も知られている方法です。策定会議では、情報提供の充実のために、広報しろいについて、子どもや高齢者向けの広報紙の作成や市民編集委員制度などについても意見がありました。
- 市は、現在、市民編集委員などの市民による紙面づくり取り入れていませんが、アンケートの実施や、市民からの情報をもとに作成するイベント情報など、徐々に市民参加のしくみを取り入れ、よりよい情報の提供を目指しています
- また、広報しろいによる情報提供をより充実させるために、視覚障がいを持つ市民のために●年前から、市民活動団体の●●●は、CD 録音による声の広報を提供しています。多くの市民に市の情報を提供するために、協働による市民の取り組みも行われています。

(2) 市の情報発信場所の拡充

駅や銀行、商店などの人が集まる場所に市の情報提供スペースを設置することで、市民が市政や市の情報を知る機会を増やします。

【具体的な事業】

- ① 駅・郵便局・銀行の広報設置スペースや駅前掲示板を市の情報提供場所とし、市民への情報を掲示・設置【担当課：秘書広報課・市民活動支援課】
- ② 情報提供場所の拡充【担当課：秘書広報課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に参加する。 ・市に情報を提供する。 ・市の情報に興味を持つ。	・市政に参加する。 ・市に情報を提供する。 ・市の情報に興味を持つ。	・市に情報提供のためのスペースを提供する。 ・市政に参加する。 ・市に情報を提供する。	鉄道会社 郵便局 銀行 大型スーパー 病院	① 情報提供場所の位置付けを決定 ② 情報提供場所の拡充		
					市政・市の情報提	

(3) 市の内部会議（決定機関）の検討過程の情報公開

市政の決定過程における情報の市民との共有を進めるため、市の内部会議のうち市政運営の基本的方針、重要な施策等を決定する場として位置付けられている政策会議や調整会議などの内部会議における検討過程を公開します。

【具体的な事業】

- ① 「情報提供施策の推進に関する基本方針」（平成 24 年 3 月決定）に基づき、政策会議・調整会議に付議された案件の概要及び決定事項について、市民にわかりやすく情報提供【担当課：企画政策課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に関心を持つ	・市政に関心を持つ	・市政に関心を持つ	①	方針の遵守とわかりやすい情報提供		

(4) 市民のニーズ把握と分析

市民が抱く生活実感に基づく政策ニーズを把握・分析し、政策の反映に活用します。

【具体的な事業】

- ① 市民が抱く生活実感に基づくニーズ把握（満足度、重要度、市民の行動様式、感じ方）を踏まえた住民意識調査の実施【担当課：企画政策課】
- ② 無作為抽出された市民によるワークショップ又は市民討議等を開催し、施策に反映【担当課：企画政策課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
• 市政に参加する。 • 市に生活実感に基づくニーズを伝える。	• 市に生活実感に基づくニーズを伝える。 • 市の情報に興味を持つ。	• 市政に参加する。 • 市に情報を提供する。	ミニコミ誌	● → 制度の調査・研究		
				● → ① 住民意識調査の実施 分析		
				● → ② 市民討議会の実施 検証		

(2) 市民参加・協働の機会の拡充と環境の整備

平成 16 年に白井市市民参加条例が制定されてから、市は行政への市民参加を計画的に取り組んでいます。今後もより多くの市民意見を市政に反映できるよう、市民参加の機会を拡充するとともに、より市民が市政に参加しやすくなるよう市民参加の手法の充実・改善を行います。また、市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境の整備を拡充します。

(1) 審議会・各種委員会への市民公募委員の確保

白井市の審議会・各種委員会における市民公募員については、行政に参加する市民が固定化しているとともに、働き盛り世代や若年者層の市民参加が少ない状態です。

そこで、住民基本台帳から、無作為抽出した市民を対象に、審議会・各種委員の市民委員になっていただく方を公募し、応募いただいた方をあらかじめ市が登録し、登録された方の中から市民委員を選任する制度を研究し、働き盛り世代や若年層、女性などの今まで市政に参加する機会がなかった市民が市政に参加するきっかけをつくります。

【具体的な事業】

- ① 審議会・各種委員会への市民公募委員の増員【担当課：市民活動支援課・総務課】
- ② 無作為抽出型公募市民登録制度の研究と制度化【担当課：市民活動支援課】
- ③ 無作為抽出型公募市民を対象とした市の制度の研修【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に参加する。 ・無作為抽出された場合積極的に参加する。	・市に生活実感に基づくニーズを伝える。 ・市の情報に興味を持つ。	・市政に参加する。 ・市に情報を提供する。	①	① 市民公募枠の拡大 審議会等の公募枠の調査		
			②	② 無作為抽出型市民公募制度の研究 事業仕分け（市民判定人）	制度化 市民討議会の実施	実施 委員の研修
					③ 検証	

(2) 参加しやすい市民参加の手法の採用

委員や参加者の意見を積極的に引き出すため、市民参加しやすく、また意見を述べやすい市民参加の手法を積極的に採用します。

【具体的な事業】

- ① 委員や参加者の意見を積極的に引き出し、議論と対話を活発にするため、市民参加しやすく、また意見を述べやすいワークショップ形式による会議運営を積極的に採用【担当課：各課・市民活動支援課】
- ② 市民が市役所以外で、市の施策に意見を述べ市政に参加することができるように Facebook や電子掲示板、Twitter などの ICT を活用した市民参加のしくみを研究【担当課：市民活動支援課】
- ③ 市民の意見や要望をストックする場を市 HP 上に作成【担当課：秘書広報課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・ 市政に参加する。 ・ 市に関心を持つ。 ・ 意見を述べる	・ 市に生活実感に基づくニーズを伝える。 ・ 市の情報に興味を持つ。	・ 市政に参加する。 ・ 市に情報を提供する。	①	参加型会議手法の調査・研究・実施		
			②	ICT を活用した市民参加手法の調査・研究		
			③	一部事業における試行	検証	
					市への要望の蓄積	



コラム 策定会議から

市民参加と ICT

- Facebook や Twitter などの民間のネットサービスや交流サイト（SNS）を通じて市民の声を拾い、行政に反映する地方自治体が増えています。
- そのきっかけは、東日本大震災における情報提供機能としての交流サイトの評価によるものでしたが、高機能携帯電話（スマートフォン）や世界的なサービスの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、防災対策における ICT を活用した取り組みが本格化しているためです。
- 策定会議でも、ICT の活用による市民参加の事例として、市民が作成する電子掲示板に、市民が市政、まちづくりについて日頃思っていることを自由に意見し、市民が生声を発することができる場「スピーカーズ広場」をつくる取り組みについての事例報告がありました。
- また、このような市民の意見や要望の情報を蓄積し、市の事業の展開の際に、市民の意見として参考としたらよいのではないかと意見もありました。

(3) 市の行政活動を知る・学ぶ

市民が、行政参加をする時は、個人の利益だけではなく、地域や市の利益を考え行動することが求められています。市は、市の行政活動について市民が学習する機会をつくとともに、市民が行政活動を理解しやすくなるための工夫を行います。

(1) なるほど行政講座の充実

市民が行政に対する理解を深め、自らまちづくりに参加できるよう情報を提供するために市の職員が、市民の学習の場に出向き、市政の取り組みなどの話しをする「なるほど行政講座」について、更に市民が利用しやすくなり、市の行政活動の理解を深めることができるようにするため充実させます。

【具体的な事業】

- ① 講座名を市民が興味を持つタイトルへ変更、講座の内容がわかりやすくなるよう改善。事業の PR 方法の検討。【担当課：企画政策課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- なるほど行政講座を利用する。 - 市政に参加する。 - 実感に基づくニーズを伝える。	- なるほど行政講座を利用する。 - なるほど行政講座と連携する事業を検討する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	リピーター 自治会 高齢者クラブ PTA 社協			

(2) テーマ別市民推進員の養成

事業を広く展開するために事業に興味・関心のある市民を事業普及のための推進員に任命し、市民とともに事業展開します。(例：白井市介護予防推進員など)

【具体的な事業】

- ① 事業の実施にあたりテーマ別の市民推進員制度を積極的に導入するとともに、積極的に研修の機会を設け、関心のある市民を推進員に養成【担当課：各課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 関心のあるテーマの勉強会に参加する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 関心のあるテーマの勉強会で、情報提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	ミニコミ誌 リピーター 自治会 高齢者クラブ PTA 社協			

(3) 事業説明・発表会の開催

市がこれから、どのような事業を実施・改善するのか、または、実施・改善したのかなどの市が実施する事業について、あらかじめ市民に向けて説明や発表会を行うことで、事業について、市民が関心を持てる機会をつくります。

【具体的な事業】

① 事業説明会の開催

- ・地域防災計画の見直しに伴う小学校区ごとの意見交換会【担当課：市民安全課】
- ・まちづくり協議会設立に向けた「地域を考えるフォーラム」【担当課：市民活動支援課・企画政策課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に参加する。 ・事業説明・発表会に参加する。	・市政に参加する。 ・事業説明・発表会に参加する。 ・市と一緒に事業を企画する。		ミニコミ誌 リピーター 自治会 PTA 社協	 事業説明・発表会の開催と広報（テーマごと）		

2. 「自治」のまち ～みんなで地域をつくる「自治」のまち～

(1) コミュニティ意識の向上

市民が、地域コミュニティ意識を高めるため地域について学習する機会を拡充します。

(1) 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化

市民が地域に愛着を持つよう、市民が地域の歴史や地域の取り組みを学び、地域の魅力を再発見し、地域を知る機会を更に充実させます。

【具体的な事業】

- ① 地域に仲間がいる人、地域活動に意欲を持つ人を増やすことを目的として市民に様々なテーマで主体的に学習する機会を提供している市民大学校白井発見学部の開校と充実【担当課：生涯学習課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 学習した人が次の市民活動に移行する。 - 学んだことを実践する。	- 学習を行った市民の受け入れを行う。 - 市民が地域を学ぶ講座をつくる。		ミニコミ誌 卒業生 自治会 高齢者クラブ 社協	市民大学校しろい発見学部の開講		

(2) 子ども世代の地域との関わりの強化

子どものころから、地域を意識し愛着を持てるように小中学校の学校教育で、地域や自治会との関わりをもつ機会を増やします。

【具体的な事業】

- ① 学校で実施している環境美化活動や防災訓練を地域と合同で実施

【担当課：学校教育課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 小中学生に関心を持つ。 - 小中学生を受け入れる。	事業を実施する際に小中学生との連携を念頭に入れる。	事業者として教育に協力する。	- 自治会 - PTA	学校と地域の連携強化		
				検討	実施	

(3) 市の PR の推進

白井市のことを市民のみならず他市他県を含めた多くの人々に知ってもらい、白井市に対して愛着を持つきっかけをつくります。また、外からの評価が上がることで、市民が地域への愛着を高め、地域振興に携わるきっかけになることを期待します。

【具体的な事業】

- ① 市のキャラクターである「なし坊」「かおり」を活用した PR 活動
- ② 市民と協力しながら白井市の魅力を発信できる方法の検討【担当課：企画政策課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市に関心を持つ。 - 市の魅力の PR を外部に行う。 - なし坊などの着ぐるみを利用した市の PR	- 市に関心を持つ。 - 市の魅力の PR を外部に行う。	梨やふるさと産品を通じて、市の PR を行う。	- 自治会 - PTA ① - 商工会 - JA	① 積極的なイベントの参加と PR 活動 ② 市民と連携した PR 方法の検討		

(4) 美しい景観形成の推進

白井市にふさわしい良好な都市景観、田園景観形成を図るため、景観に対する興味関心が高まることを期待して行う景観写真展と、「景観条例・景観計画」の制定を行い、景観を守ります。

【具体的な事業】

- ① 景観意識を醸成するための景観写真展の開催【担当課：都市計画課】
- ② 都市景観を守るための景観法に基づく「景観条例・景観計画」の制定【担当課：都市計画課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 景観意識を持つ - 良い景観、悪い景観について意見を言う。 - 景観形成の取り組みに積極的に参加・協力する。	- 景観意識を持つ - 良い景観、悪い景観について意見を言う。 - 景観形成の取り組みに積極的に参加・協力する。	景観を意識した事業の展開を行う	- まちづくり団体 - 不動産業者 - 自治会 - PTA	① 景観写真展の開催 策定 ② 景観条例・計画策定作業 景観形成事業の実施		

(2) 地域活動に参加しやすい環境づくり

市民が、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動や、自治会活動、地区社会福祉協議会の活動などへ参加できる環境づくりを積極的に推進し、地域の様々な人々や団体が地域活動に参加できるようにします。

(1) 団塊シニア世代の活動支援のしくみづくり

団塊・シニア世代がその知識や経験、技能を役立て、地域社会の担い手として、健康で生きがいを持ちながら地域で活躍し、元気に活躍できるまちを築くことをめざし、これまでの市の事業をとりまとめて整理し、一体的に支援するしくみをつくります。

【具体的な事業】

- ① 団塊シニア世代が、地域社会の担い手となることができるように市が支援するためのしくみづくり【担当課：企画政策課・市民活動支援課】
- ② 「しろい生涯学習人材バンク登録運用事業」の活用を盛り込んだ新たな「人材バンク」の構築を行い、団塊シニア世代の知識・経験・技能を可視化【担当課：企画政策課・市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 活動を行う。 - 地元企業に関心を持つ。 - 人材バンクに登録する。 - 地域の人に呼び掛ける。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - 地元企業に関心を持つ - 人材バンクを活用する。 - 人材バンクに登録する。	人材バンクから雇用を検討する。	自治会 高齢者クラブ 社協	① 調査・研究 ② 制度の調査・研究	① しきみづくりの策定 ② 既存制度との調整	① しきみの推進 ② 人材バンクの設立・運用・PR

(2) 自治会・公益的市民活動団体の支援と加入促進

市が、自治会や公益的な市民活動を行う団体を支援するとともに、自治会や団体が実施する公益的な事業や市民活動について、市が積極的に PR を行うことで、市民が自治会・団体への加入・参加するきっかけづくりを行います。

【具体的な事業】

- ① 公益的な活動を行っている自治会や市民活動団体における市民の加入・参加促進 PR 【担当課：市民活動支援課】
- ② 自治会や公益的な活動を行っている市民活動団体への補助 【担当課：市民活動支援課】
- ③ 「白井市住民意識調査」を利用し、活動に参加していない市民の意識調査の実施 【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 活動を行う。 - 行事に参加する。 - 自治会や市民活動団体に参加する。 - 加入できない、参加できないことの意味を述べる。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - PRを行う。 - 参加していない人から意見を聞く。		ミニコミ誌 自治会 社協	① 自治会・団体の PR ② 自治会への補助・補助制度の見直し ② 団体への補助 ② 団体への補助制度の見直し ③ 調査	新たな補助制度での補助 分析	

(3) 市民活動推進センターの運営・機能強化

市民活動団体に関する情報提供と相談、団体同士のネットワークを構築し、市民活動を推進するため、市が白井駅前センター内に開設した市民活動推進センターの機能を強化します。

また、市民個人や自治会等の地域コミュニティ団体が利用できるように交流機能を拡大するとともに、それぞれの団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担う組織とします。

【具体的な事業】

- ① 市民個人や市民活動団体、地域コミュニティ団体、市相互の情報発信、交流、調整機能を担う組織として市民活動推進センターを位置づけし、団体の中間支援機能に加えて地域の様々な人々が情報交換や交流の場として、自由にオープンに活用できるようにする。【担当課：市民活動支援課】
- ② 個人・市民活動団体への情報提供、交流機能に加えて、団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担う。【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市民活動推進センターを利用する - 市民活動に関心を持つ。 - 自治会や市民活動団体に参加する。	- 団体間の連携を意識し、情報交換を行う。 - 地域での活動を意識し、自治会との連携を強化する。 - どのような支援が必要なのかを伝える。 - 自分たちの課題意識や活動内容をわかりやすく発信する。		利用者 リピーター 自治会 社協	① 交流機能調査	検討・団体との調整	実施
				①	① 連携事業の試行・実施・展開	
				②	② 運営団体に対しての研修費助成	② 中間支援機能の強化
				②	② 運営団体の自主事業の実施	
				②	② センター登録団体との意見交換	

(4) 市民活動団体認証制度の研究

公益的な市民活動を行う団体について、市が認証を行うことで団体の活動を市が担保する制度を研究します。

また、公益的な市民活動を継続的に行っている団体や市民を表彰することで、今後更に市民活動に取り組む人が増えることを目指します。

【具体的な事業】

- ① 公益的な活動に対する市民活動団体認証制度の研究【担当課：市民活動支援課】
- ② 公益的な市民活動を継続的に行っている団体や市民を表彰【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市民活動を継続的に行う。 - 市民活動に関心を持つ。 - 公益的な市民活動を評価する。	- 市民活動を継続的に行う。 - 市民との連携を意識する。 - 市と連携する。			① 制度の研究 ② 表彰基準の検討	策定 実施	実施

(5) 市民活動保険制度の創設

市民が実施する市民活動に対して、市民活動（損害・賠償）保険について、市が保険者としてまとめて加入することで、市民が市民活動を行う際に参加しやすい環境を整備します。

【具体的な事業】

- ① 市民活動保険制度の研究と創設【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
市民活動を継続的に行う。	市民活動を継続的に行う。			制度の研究	新設	実施 制度の PR

(3) 地域のリーダーになる市民の養成

地域における市民活動や地域活動が広がるためには、いろいろな団体や人をつなげる市民や団体が必要です。市は、地域の人や団体の架け橋となり、地域の様々な団体が参加する活動をコーディネートする市民を養成します。

(1) 地域コミュニティリーダーの養成

地域で、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担える地域コミュニティのリーダーを養成するため、市民や自治会員を対象とする講座を実施します。

【具体的な事業】

① 市民ファシリテーター養成講座の開催【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地域に興味を持つ。 - 地域の人に呼び掛ける。 - 地域の団体を知る。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - 地域の団体と交流をする。	- 地域を意識する。 - 地域のイベント等に参加し、地域に存在をPRする。 - 地域の団体と交流をする。	リピーター 自治会 高齢者クラブ PTA 社協	● → ● 調査・研究	● → ● 養成講座の開催	● 検証

(2) 市民活動コーディネーターの養成

市民間、団体間の活動をコーディネートできる市民を養成するため市民を対象とする講座を実施します。

【具体的な事業】

① 市民ファシリテーター養成講座の開催【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地域に興味を持つ。 - 地域の人に呼び掛ける。 - 地域の団体を知る。	- 団体を知る。 - 今まで交流していない団体と交流をする。 - 団体運営に必要な知識を学ぶ。	地域の団体と交流をする。	地域の団体と交流をする。	● → ● 調査・研究	● → ● 養成講座の開催	● 検証

(4) 地域の課題解決のための地域のしくみと環境づくり

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域課題の解決のため、自治会を中心とした地域のネットワークを推進します。また、地域事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。

(1) 小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立

小学校区などの広域な区域において、自治会長や地区社会福祉協議会などの地域の様々な団体が集まり情報交換し、地域課題に着目し、解決するための取り組みを通じて、地域の団体が連携し自治会を中心とした地域のネットワークが構築されるまちづくりである「市民自治」を目指します。

【具体的な事業】

- ① 自治会等長意見交換会をきっかけとして、地域の課題について話し合う環境の場を提供【担当課：市民活動支援課】
- ② 小学校区などの広域なエリアで地域課題に解決のできる協議会組織を創設し、運営を支援【担当課：市民活動支援課】
- ③ 市民が、地域や地域の特徴について勉強する機会を支援するとともに、地域と一緒に地域のあり方や資源について調査し、地域の課題を明らかにする。【担当課：市民活動支援課】
- ④ 小学校区などの地域で、地域を担う地域づくりを担う者が一堂に会し、地域の課題について、フォーラムを開催し、地域の課題について、市民に明らかにする。
【担当課：市民活動支援課】
- ⑤ 地域のまちづくりについて、課題をもとに小学校区で計画を策定し、地域経営の目標とする。【担当課：市民活動支援課】
- ⑥ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決を支援【担当課：市民活動支援課】
- ⑦ 市が地域に交付している様々な補助金・交付金を一括化し、地域が自由に利用することができる交付金の制度への見直し【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援 してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地元企業に関心を持つ - 自分たちで課題を見つける。 - 地域と意見を交換する。 - 地域の課題を議論する。	- 自分たちで課題を見つける。 - 地域と意見を交換する。 - 市民活動団体等が自身の団体の活動の枠だけでなく、他団体との連携をして、自身の団体の目的と同時に地域課題の解決等に向けた協力と参加 - 地域から提案をする。 - 各種市民団体等が交わり、複数の団体が一緒になって課題解決に向け話し合い、地域をリードする人(団体)をつくる。 - 市民活動に取り組む市民を後押しする。 - 市民活動推進センターと農協が協力して交流イベントを企画する。	- 地域活動に参加する。 - 農協と地域が協力して交流イベントを企画する。	ミニコミ誌 自治会 ① 高齢者クラブ ② PTA 社協	① 自治会等長意見交換会の開催 ② 地域コミュニティを考えるフォーラムの開催(市) ② まちづくり協議会の調査・研究 ② まちづくり協議会設立のはたらきかけ(モデル地区) ③ 地域(小学校区)課題の研究 ④ 地域でのフォーラムの開催 ⑤ 地域経営計画の検討 ⑥ 地域担当職員制度の調査・研究 ⑦ 地域への一括交付金制度の調査・研究 ⑦ 地域への補助制度の新設	② 組織化 ⑤ 地域経営計画の検討 ⑥ 地域担当職員制度の調査・研究 ⑦ 地域への一括交付金制度の調査・研究 ⑦ 地域への補助制度の新設	② 組織化 ⑤ 地域経営計画の検討 ⑥ 地域担当職員制度の調査・研究 ⑦ 地域への一括交付金制度の調査・研究 ⑦ 地域への補助制度の新設

(2) 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討

公益信託制度、1%支援、地域コミュニティ税など地域コミュニティの活動を支援するための財源確保のしくみを検討します。

【具体的な事業】

① 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・地域コミュニティ活動に関心を持つ。	・利用しやすい制度について市と協議する。 ・制度を積極的に活用し、安定的な財源確保を意識。	・地域コミュニティ活動に関心を持つ ・地域に支援できることを検討する。		調査・研究		実施

(3) 企業の社会貢献活動（CSR）支援策の検討

企業が、社会貢献活動として行っている地域活動を市が広報することで、企業が社会貢献活動を実施しやすい環境をつくりまします。

【具体的な事業】

- ① 企業に対して、地域への社会貢献の必要性についての普及活動【担当課：商工振興課】
- ② 地域貢献企業の認定制度の研究と構築【担当課：商工振興課】
- ③ 地域の地域貢献活動で公益的な活動について、広く市民に PR【担当課：商工振興課・市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・事業者に興味を持つ。 ・社会貢献を行っている事業者について良い評価を持つ。 ・地元企業に関心を持つ。 ・市内経済の循環及び地元雇用への理解と協力	・事業の実施にあたって、事業者との連携を検討する。	・白井市の地域づくりに対して何が出来るかを各事業者で発信する。 ・企業の法令遵守、社会的責任意識を向上させる。 ・地域活動・市民活動に参加できるか検討する。 ・社会貢献事業所に登録する。	ミニコミ誌 社協 ①	② 企業の CSR 活動の PR CSR の必要性の普及		③ 地域貢献企業認定制度の調査・研究 検討

(4) 空き店舗などの民間施設の有効活用

市民活動団体が拠点として空き店舗などを利用する際に有利な条件で借り受けできるようにします。

【具体的な事業】

① 市内の空き店舗情報の一元的管理【担当課：市民活動支援課】

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援 してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・事業者が提供 した施設を積 極的に利用す る	・事業者が提供 した施設を積 極的に利用す る。	・使用しない施 設を市民活動 団体に提供す る。	・不 動 産 業 者	不動産業者との情報交換 市民活動団体向けの市内の空き店舗情報の提供		

3. 「市民協働」のまち ～共有と信頼で築く「市民協働」のまち～

(1) 協働のしくみづくり

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組みます。

また協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのかについて、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

(1) 協働のルールづくり

市が今まで取り組んできた協働について整理するとともに、これからの協働のまちづくりを段階的に広げ、市民参加・協働のまちづくりを目指します。

【具体的な事業】

① (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプランの策定とプランの運用

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市の呼びかけに対して積極的に参加する。 - 市民参加・協働を実践する。	- 市の呼びかけに対して積極的に参加する。 - 市民参加・協働を実践する。 - 活動を増やす	連携を意識する。		プランの策定	プランの推進	

(2) 市民との協働の外部評価の実施

市民と市が実施する協働事業と協働推進のための施策の進捗状況について、毎年評価をします。評価は、市の内部評価に加えて、協働のパートナーである市民を中心とした審議会が、市民の目線で、公開で評価します。

【具体的な事業】

① 公募市民・市民活動団体・事業者団体・学識経験者で組織される白井市市民活動推進委員会が、市が実施する市民との協働事業及び協働を推進するための施策の進捗状況について公開評価。

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市政に関心を持つ。 - 地域活動、市民活動を行う。	- 市民参加・協働を実践する。 - 活動を増やす			評価基準の作成 委員の募集 組織の検討	評価の実施	

調整中

(3) 協働の推進体制の構築と市民協働に対応した庁内組織の改編

市長を本部長とする「(仮称) 白井市市民協働推進本部」、市職員で構成される「(仮称) 市民協働推進会議」を設け、市民との協働を全市的、全庁的に実践、推進する体制を構築します。

また、市民協働に関する事業を更に幅広く展開するために、市民協働を推進するための事業を企画・管理する担当課の強化を図ります。

【具体的な事業】

- ① 白井市市民協働推進本部・市民協働推進会議による本部体制を構築し、全市的、全庁的に市民との協働を推進する体制の組織化
- ② 市民との協働を推進するため、市民の意見が反映されやすい組織の研究
- ③ 市民協働を推進するために、担当課である市民活動支援課の組織の強化

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援 してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・	・	・	・ ①	本部体制の検討		
				本部体制における協働の推進		
				② 市民の意見が反映されやすい組織の研究		
				③ 市民活動支援課の組織強化		

(2) 協働のモデルづくり

市民との協働における課題として、そこで、市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。また、協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらう提案型協働事業制度を創設します。

(1) 協働モデル事業の実施と発信

協働を実践するために、防犯・防災活動や福祉活動などの市民の関心が高い、または市と地域が一緒に取り組みやすい事業において、担当課と各課に配置した市民協働推進員を中心として、モデル事業として取り組み、協働の実践事例を増やします。

実施したモデル事業や各課で実施した協働の事例は、これから協働により事業を展開する際に参考となるように、協働の事例内容や協働による事業実施における注意点を記載した協働の手引き書を作成し、市職員や市民に対して紹介し、協働事業がより行われることを期待します。

【具体的な事業】

- ① 協働のモデル事業の実施
- ② 協働の手引き書・協働の事例集の作成と市民・市職員への周知

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 協働について、関心を持つ。理解する。 - 協働のモデル事業に積極的に参加する。	- 協働事業を実施する。 - 市民に対して、協働の実例や事例をPRし、協働について市民がわかるようにする。 - 協働のモデル事業を企画する。		自治会 高齢者クラブ PTA 社協	① モデル事業の検討 ① 事業の選定 ① モデル事業の実施 ① モデル事業のPR	② モデル事業発表会の開催	② 協働の事例集の作成と公表 ② 協働の手引き書の改定と公開

(2) 協働事業提案制度の拡充

既存の事業や新規の事業において、市民が市と協働して、または市が市民と協働して事業を実施したい場合に、市民、市いずれの提案であっても協働して事業を展開することができるしくみをつくります。

【具体的な事業】

- ① 現在市が実施している提案型の市民団体活動支援補助金の内容を見直し、市民提案型の協働事業提案制度に改編
- ② 行政提案型の協働事業提案制度の新設
- ③ 協働事業提案制度実施事業の発表会の開催

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案に興味を持つ - 提案事業に関心を持つ。	- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案事業で協働する。 - 発表会で発表する。	- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案事業で協働する。	自治会 高齢者クラブ PTA ・社協	① 見直し 検討	市民提案型協働事業の制度化 実施 ② 検討	③ 発表会の開催

(3) 民間活用による協働事業の検討

行政改革の観点から、市の事業を見直し、現在市が実施している事業において、市民が単独で実施することを希望する事業について、市民と市の役割分担により、市事業の外部化を目的とする計画策定を検討します。

【具体的な事業】

- ① (仮称) アウトソーシング計画による公共サービスの民営化

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・	・	・	・	計画策定を検討		

調整中

(3) 職員の意識改革・能力形成と職場環境づくり

職員全員が市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて協働についての意識改革を行います。また、市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

(1) コーディネート型職員の育成

職員は、これまでの事業のやり方から、市民参加・協働により、事業をコーディネートする仕事のやり方へと進化・成長することが求められています。

市は、職員が事業の実施にあたり、市と地域、市民をつなぎ、コーディネートするために必要な技能について研修を行い、コーディネート型の職員を育成し、市民参加・協働のまちづくりを目指します。

【具体的な事業】

- ① 市民参加・協働研修の実施
- ② 会議運営・ファシリテーション手法の研修の実施
- ③ 政策法務研修の実施

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・	・			①・②・③ 国・県の研修に参加		
				①・②・③ 調査・研究		
				①・②・③ 順次実施		

(2) NPO・ボランティア活動への理解促進

市の職員は、今後の市の事業をより効果的なものとし、白井市における協働をさらに推進するため、協働のパートナーである NPO などの市民活動団体やボランティアの活動と苦勞を共有する必要があります。

市は、職員の NPO・ボランティア活動への理解と促進を図ります。

【具体的な事業】

- ① NPO・ボランティア活動体験研修や中間支援組織 NPO への職員派遣の検討
- ② ボランティア休暇制度の制度周知と推進

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。 ・ 職員の受け入れ	・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	・ 中間支援 NPO		① 研修手法の検討 派遣の検討	
				② 周知と推進		

調整中

(3) 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映

市は、地域コミュニティ活動を推進するため、まず市職員が積極的に地域活動を行う必要があると考えます。地域コミュニティ活動を率先して実施する職員について、評価する方法を検討します。

【具体的な事業】

- 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映方法の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	・ NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	・			

第5章 市民参加・協働をより広げるために

本市は、「響きあいみのりある協働のまちしろい」をテーマとして、「参加」「自治」「協働」の目指す姿の達成に向けて、市民参加・協働の視点を取り入れた市政の運営を行います。

市民参加・協働を推進するために、33の事業を段階的に展開していきますが、これらの事業を市が段階的に展開することで、第4次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

市はこれらの取り組みを通じて、白井市において、段階的に市民自治が実現することを目指しています。

1. 重点的な取り組みと段階的な実施

全ての事業を同時に進めることは難しく、また、段階的に実施することで、効果が高い事業が多いことから、本市では、市民参加・協働を戦略的に進めるため、以下の事業を重点的な取り組みと位置付けて、市民と市が段階的に連携・協働していく状態を強く意識しながら事業を進めていきます。

会議終了後、確定後に詳細について記述します。

(1) 情報

STEP1 情報共有

【該当する事業】

- ・ ICTを活用した情報提供の充実
- ・ なるほど行政講座の充実
- ・ 事業説明・発表会の開催

(2) 意識と人づくり（市民・市職員）

STEP2 意識の共有

【該当する事業】

【市民の意識づくり・人づくり】

- ・ 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化
- ・ 地域コミュニティリーダーの養成
- ・ 市民活動コーディネーターの養成

【市職員の意識づくり】

- ・ コーディネート型職員の育成
- ・ NPO・ボランティア活動への理解促進

(3) 地域の組織**STEP3 地域づくり****【該当する事業】**

- ・小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立

■自治会等長意見交換会における市民参加・協働の段階的な取り組み（イメージ）**【事業の概要と取り組み】**

住み良い地域社会を築くため、地域の課題解決に向けて小学校区単位の自治会の連携を軸に市や地域の活動団体、事業者など様々な主体と情報を共有し連携して取り組むことにより、地域コミュニティを育むとともに自治活動の活性化を図ることを目的とし、自治会長の意見交換会を平成 18 年 3 月から開催しています。

平成 20 年度には、短期目標である市内全小学校区において自治会等長が定期的に意見交換会を行う「地域懇談会」を組織しました。

平成 21 年度からは、中期目標に向け、地域課題について具体的な話し合いを進め、平成 22 年度は「防災と高齢化」を主要テーマに、その対応策について地区社会福祉協議会や民生委員なども交え意見交換を行いました。

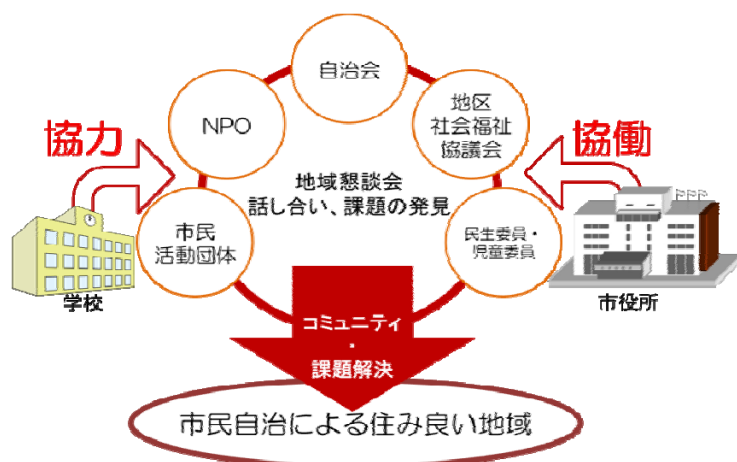
そして、平成 23 年度は前年度に引き続き、防災対策に重点を置き、その対策の一環として「防災マップ」を作成し、自らの自主防災訓練等に活用することと、市の「防災ハザードマップ」の基礎資料とする取り組みを行っています。

【事業の目指すもの】

短期目標・・・全小学校区に自治会等長による地域懇談会を設置します。（情報共有）

中期目標・・・自治会の連携を軸に市民活動団体など連携した地域コミュニティを構築し、地域の課題解決に向けた取り組みを行います。（意識の共有・地域づくり）

最終目標・・・生き活きとした市民自治の地域社会を確立します。（信頼関係の構築）

**(4) 協働のモデル事業****STEP4 信頼関係の構築****【該当する事業】**

- ・協働モデル事業の実施と発信
- ・協働事業提案制度の拡充

2. 評価と推進体制

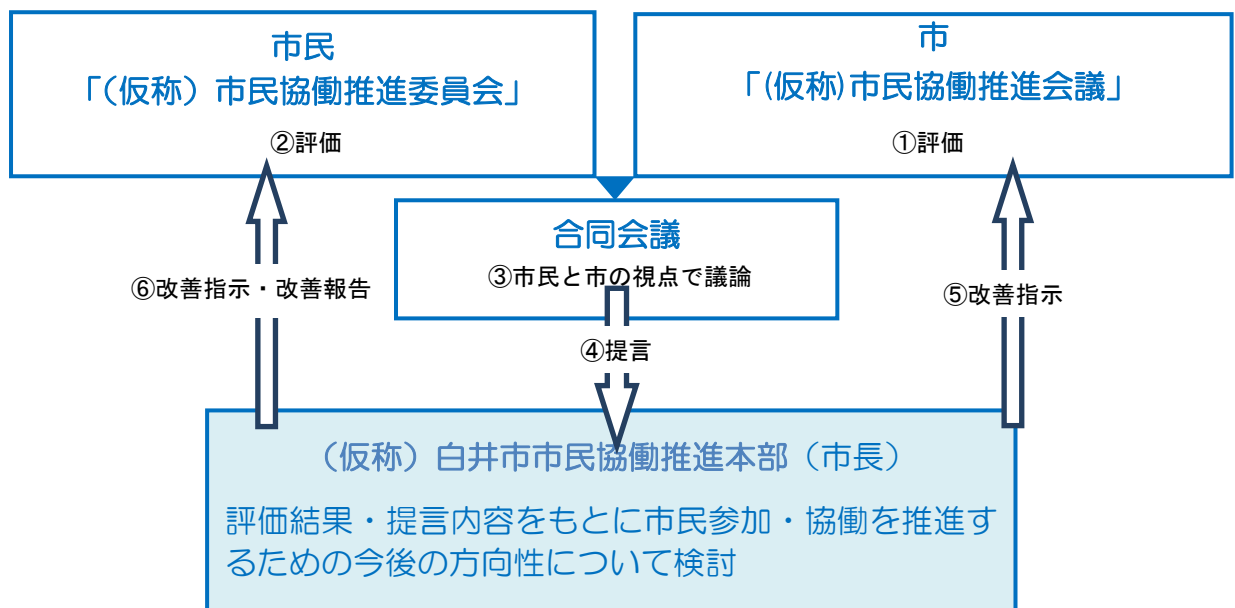
本プランは、第 4 次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

評価は、市職員により組織される「(仮称)市民協働推進会議」と、公募市民、市民活動団体、事業者支援団体、自治会長、学識経験者等などの市民で組織する「(仮称)市民協働推進委員会」が、実施計画事業における市民参加・協働の進捗状況や市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況などについて、それぞれ評価します。

それぞれの評価結果をもとに、市民参加・協働の推進について合同会議を行い、その結果を市長が本部長となる「(仮称)白井市市民協働推進本部」に提言します。

白井市市民協働推進本部は、提言をもとに、市民協働を推進するための今後の方向性について検討し、改善策を各課に指示をするとともに、市民に公表を行います。

■市民と市の「響きあい」による市民参加・協働の実現



■組織と役割

名 称	(仮称)白井市協働推進本部	(仮称)市民協働推進委員会	(仮称)市民協働推進会議
構成員	市長、副市長、各部長	公募市民、自治会長、市民活動団体、学識経験者、事業者支援団体等	市職員
役 割	● 市民協働推進に関する施策の総合的な推進に関すること ● 市民協働の推進を各課及び協働推進委員に指示	● 協働のまちづくりを推進するための調査・研究 ● 市民参加・協働事業の実施状況の評価 ● 市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況の評価	● 市民参加・協働事業の実施状況の評価 ● 市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況の評価 ● 各課が実施する新規事業における市民参加・協働の実現性の評価
公 開	公 開	公 開	公 開